

# 宮崎県高病原性鳥インフルエンザ 防疫マニュアル



平成23年11月25日

(平成27年11月最終改正)

宮崎県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部



# 目 次

第1章 高病原性鳥インフルエンザ	
第1 原因	1
第2 疫学等	
第3 症状	
第4 検査方法	
第5 過去の発生事例	2
第2章 防疫対策の基本方針と組織体制	
第1 防疫の基本方針	3
第2 ワクチン接種	
第3 防疫対策本部	4
1 高病原性鳥インフルエンザ県防疫対策本部	
2 県本部各班の主な業務	9
3 高病原性鳥インフルエンザ現地対策本部	10
第3章 発生前の防疫対策(「水際対策」、「家きんの所有者や関係者の防疫対策」、「早期発見・早期通報」)	
第1 事前の防疫体制	16
1 県の対応	
(1)水際・公共施設等の消毒体制	
(2)海外等での発生情報の伝達	
(3)農家指導、研修会の開催	
(4)野鳥対策	
(5)早期発見・早期通報体制及び病性鑑定のあり方	
(6)関係機関・団体等との連携	
2 市町村の対応	18
3 家きん所有者の対応	18
4 その他畜産関係車両、死鳥回収業者の対応	23
第2 「迅速で徹底した防疫措置」を行うための事前の準備	23
1 防疫措置における関係機関の役割分担	
2 県の役割	
3 市町村の役割	
4 関係団体の役割	
5 隣県等との情報の共有	
6 県境における防疫対応	
7 防疫演習等の実施	
8 野鳥等で感染が確認された場合の対応等	
第4章 防疫措置	
第1 届出から防疫措置終了までのタイムテーブル	32

第2	異常家きん等の発見通報から病性鑑定、検査材料の送付までの措置	37
1	現地家保における対応	
	(1)異常家きん等の発生通報(1日目10:00~16:00)	
	(2)病性鑑定	
2	家畜防疫対策課における対応	
第3	病性決定までの措置(1日目16:00~23:00)	41
1	家保等現地における対応	
	(1)現地対策本部の設置	
	(2)通行遮断の準備	
	(3)防疫措置の準備	
	(4)疫学調査	
	(5)発生状況確認検査の準備	
	(6)卵の出荷検査の準備	
	(7)食鳥出荷検査の準備	
2	県庁における対応	
	(1)関係部署への連絡・通報	
	(2)プレスリリース	
	(3)県対策本部設置と会議の開催	
	(4)移動制限、搬出制限の設定	
	(5)移動制限区域内の農場の抽出	
	(6)動員者のリストアップ	
	(7)消毒ポイントの設置準備	
3	当該市町村の対応	43
4	その他の市町村の対応	
	(1)制限区域の設定	
	(2)情報の提供と移動の自粛	
	(3)消毒ポイント運営のための動員の把握	
第4	病性決定時の措置(1日目23:00~2:30)	46
1	県対策本部の対応	
	(1)家きん所有者、養鶏団体等への情報提供	
	(2)公表(プレスリリース)	
	(3)制限区域の告示	
	(4)制限の対象	
	(5)家きん集合施設の開催等の制限	
	(6)制限の対象外	
	(7)制限区域の解除	
	(8)動員者の確保	
	(9)消毒ポイントの設置	
2	現地対策本部の対応(発生現地における防疫措置)	49
	(1)現地対策本部会議の開催	

(2)家きん所有者、養鶏団体への情報提供	
(3)発生農場の防疫方針の決定	
(4)発生農場への対応(現地対策本部)	
(5)移動制限区域の農家への周知	
(6)消毒ポイントの設置(移動制限・消毒ポイント班)	
(7)疫学調査(疫学関連調査班、疫学究明班)	
(8)発生状況確認検査(発生状況・清浄性確認検査班)	
(9)通行遮断(移動制限・消毒ポイント班)	
(10)防疫資材の調達(資材班)	
(11)動員者のサポート(動員・サポート班)	
(12)健康調査班	
(13)現場記録(現場リーダーまたは各担当班長)	
3 発生市町村の対応 .....	52
4 その他の市町村の対応	
5 養鶏団体等の対応	
6 制限区域内の農家の対応 .....	53
7 制限区域内の農家に入出入りする畜産関係者の対応	
8 防疫措置に係る動員者決定の考え方 .....	55
9 発生農場の防疫措置における各班のタイムスケジュール .....	56
(参考)動員者算定例 .....	59
10 制限区域内の周辺農場の検査 .....	61
11 発生農場の経営再開のための検査	
第5章 詳細マニュアル	
第1 病性鑑定 .....	62
第2 病性鑑定課で行う病性鑑定の検査方法 .....	66
第3 病性鑑定材料送付に係る手続き .....	68
第4 病性鑑定材料輸送容器(取扱説明書) .....	70
第5 動物衛生研究部門で行う病性鑑定 [防疫指針より抜粋] .....	71
第6 移動の制限監視及び消毒ポイントの運営 .....	72
第7 資材等の調達・供給 .....	87
第8 動員 .....	95
第9 防疫従事者の留意事項・バイオハザード対策 .....	97
第10 発生農場での防疫作業 .....	112
第11 動員者のサポート .....	123
第12 評価 .....	134
第13 疫学調査 .....	141
第14 発生状況・清浄性確認検査 .....	146
第15 埋却 .....	150
第16 農場清掃・消毒 .....	168
第17 埋却地の管理 .....	179

第18	制限の対象外(例外協議)	180
第19	食鳥処理場での発生時の対応	190
第20	関係機関連絡先一覧表	194
各種様式		
様式1	家きん所有者への情報伝達に係る調査票	197
様式2	現地対策本部・現地農場設置ホワイトボード記載内容例	198
様式3	車両消毒確認書	199
様式4	車両消毒台数(消毒ポイント控え)	200
様式5	高病原性鳥インフルエンザ防疫作業事前調査票	201
様式6	けが、急病発生時報告書	203
様式7	物品調査票	204
様式8-1	農場疫学調査票	205
様式8-2	疫学関連家きん候補農場等 調査表	207
様式9-1	家きん移動制限の指示書	209
様式9-2	家きん移動制限解除の通知書	210
様式10	発生状況・清浄性確認検査用紙	211
様式11	材料採取リスト	212
様式12	移動制限区域の制限の対象外に関する協議書	213
様式13	制限の対象外に関する移動申請書	214
様式14	家きん等の移動指示書	215
指針(様式3)	異常家きん等の届出を受けた際の報告	217
指針(様式4-1)	異常家きんの症状等に関する報告	218
指針(様式4-2)	異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告	219
指針(様式8)	移動制限除外証明書	220
本文中の図表等一覧		
図1-1	県対策本部の組織体制	5
図1-2	県対策本部の班編成	7
図2-1	現地対策本部の班編成	11
図2-2	現地対策本部に設置する班	13
図2-3	現地対策本部の各班配置図	14
図3	高病原性鳥インフルエンザ発生における防疫措置の概要	36
図4	踏み込み消毒及び長靴の履き替え例	177
表1	幹事会における各部局の所掌事務	6
表2	県対策本部各班における所掌事務	8
表3	現地対策本部各班における所掌事務	12
表4	畜産関連施設以外の水際消毒体制	22
表5	防疫資材在庫管理一覧表	26

表6	防疫資材緊急調達先一覧表	28
表7	病性決定までの措置に係るチェック表	45
表8	移動・搬出制限の対象外の概要	47
表9	病性鑑定に必要な携行資材	65
表10	現地対策本部資材班の体制表	87
表11	回収資材等の分別区分	93
表12	防疫措置に必要な主な資材一覧	94
表13	動員サポート班の班編成と業務内容	123
表14	家さん評価のための証拠書類一覧	136
表15	発生状況・清浄性確認検査携行資材一覧	149
表16	pHと鳥インフルエンザウイルスの感染性が消失するのに要する時間	169
表17	反応温度が鳥インフルエンザウイルスに対する消毒薬の効果に及ぼす影響	169
表18	鳥インフルエンザウイルスに効果がある消毒薬	170
表19	畜産現場に用いられている市販消毒薬の分類	178

#### 参考資料

口蹄疫等の発生時における埋却地決定の手順について	221
九州・沖縄・山口9県における家畜防疫対策連携に関する申合せ	224
動物検疫所に配備されている防疫資材貸出要領	230
高病原性及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針	
鶏舎におけるネズミ対策について	

## 第1章 高病原性鳥インフルエンザ

---

高病原性鳥インフルエンザは、家きんに対して全身症状など強い病原性を有し、高い（実験的には75%以上の）致死率を示すなどの国際獣疫事務局（OIE）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病である。

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）では、高病原性鳥インフルエンザ以外に、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザと判定されたものを除く）の感染による家きんの疾病を低病原性鳥インフルエンザとして定めおり、ともに予防・治療方法はなく防疫措置としては摘発淘汰を基本とする。

なお、本マニュアルは、高病原性鳥インフルエンザについてのみ記載する。

### 第1 原因

原因は、オルソミクソウイルス科(*orthomyxoviridae*) A型インフルエンザウイルスで、血清亜型はHA蛋白では16種、NA蛋白では9種類に分けられる。

### 第2 疫学等

感染は家きん等の鳥類において、日齢や季節に関係なく発生する。ウイルスはふん便や呼吸器からの分泌物により排せつされ、経口又は経鼻感染で伝播する。家畜伝染病予防法で規定されている対象動物は鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥である。

### 第3 症状

高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染した家きん群では突然の死亡率の上昇があり、ほぼ100%死亡する。感染初期の臨床症状は、元気消失、産卵率低下又は停止、食欲・飲水量の低下、神経症状、下痢等が認められ、病理学的変化としては、肉冠・肉垂のチアノーゼ、出血、壊死や顔面の腫れ、脚の浮腫や皮下出血等があり、甚急性ではこれらの症状を認めないことが多い。

### 第4 検査方法

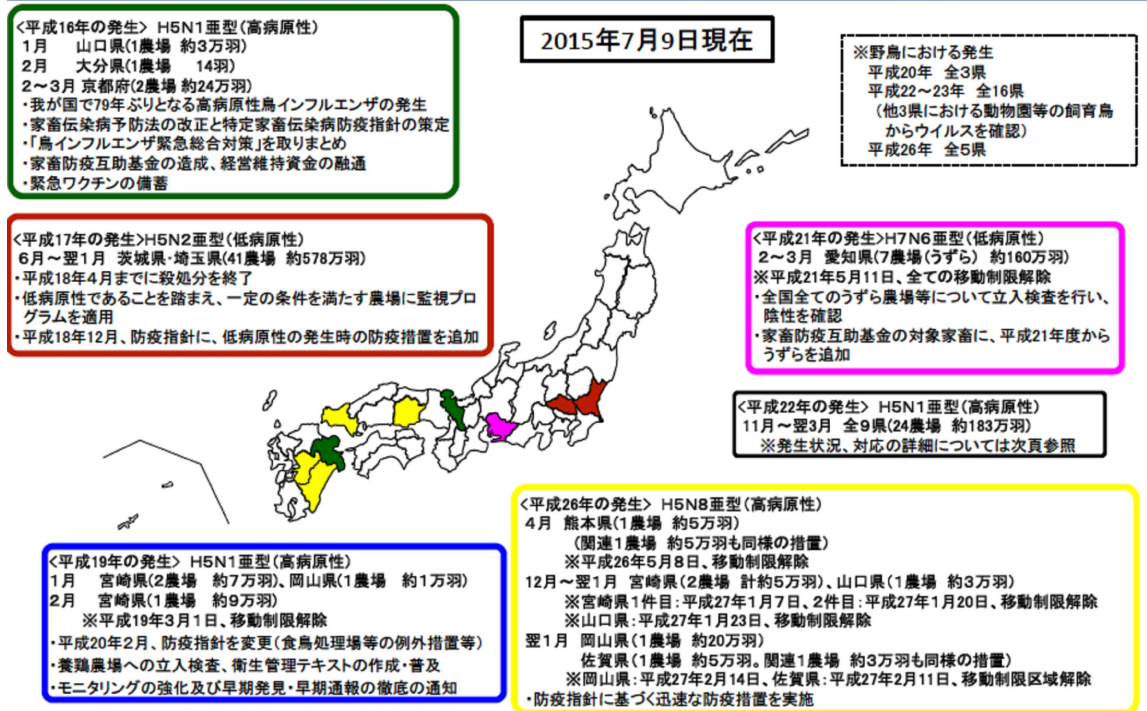
検査方法は、死亡あるいは発症家きんの気管スワブ及びクロアカスワブ、気管、脾臓、肺等を採材して発育鶏卵尿膜腔内接種によるウイルス分離検査及び寒天ゲル内沈降反応、赤血球凝集反応抑制試験等の抗体検査を実施し感染の有無を判定する。



## 第5 過去の発生事例

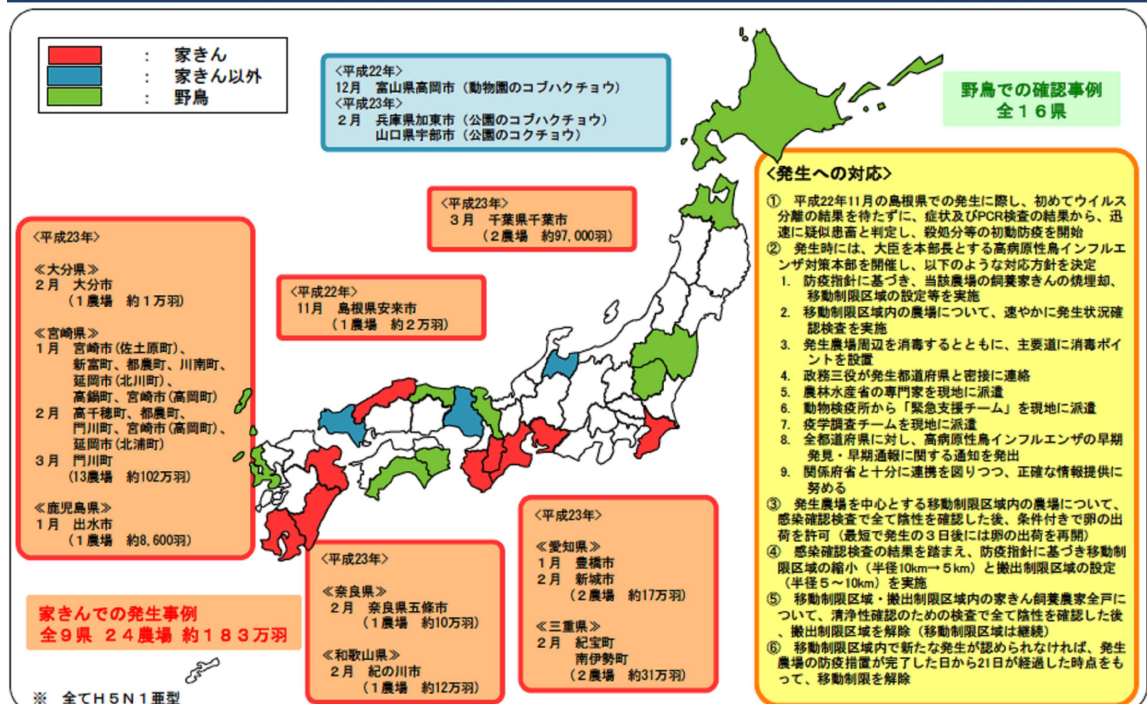
### ○ 過去の発生事例

#### (1) 近年の高病原性鳥インフルエンザの発生とその対応



### ○ 過去の発生事例

#### (2) 平成22年度の高病原性鳥インフルエンザの発生及び防疫措置



農林水産省HPより

## 第2章 防疫対策の基本方針と組織体制

### 第1 防疫の基本方針 [国の高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(以下「防疫指針」という。)より抜粋]

- 1 本病の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」、さらには「迅速かつ的確な初動対応」である。
- 2 国は、人、物等を介した諸外国から我が国へのウイルスの侵入を防止するため、水際における検疫措置を徹底する。
- 3 家きんの所有者は、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、高病原性鳥インフルエンザが疑われる症状を呈している家きんが発見された場合に、直ちに県に届出することが日常化し、確実に実行されることが何よりも重要である。

このため、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、全ての家きんの所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

- (1) 国は、都道府県に対し、必要な情報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導及び助言を行う。
  - (2) 県は、家きんの所有者への指導を徹底するとともに、発生時に備えた準備を行う。
  - (3) 市町村及び関係団体は、県の行う家きんの所有者への指導や発生時に備えた準備に協力する。
- 4 発生時には、迅速かつ的確な初動対応により、まん延防止及び早期収束を図ることが重要であり、特に発生農場における迅速な患畜等のと殺、その死体等の処理及び消毒が何よりも重要である。

防疫措置を行うための経費については、法第 58 条から第 60 条の2までの規定に基づき、国が負担することとなっている。

また、法第 60 条の3では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の活用を含めて、法を踏まえ予算を速やかに、かつ、確実に手当てすることとしている。

このことも踏まえて、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動対応を行う。

- (1) 国は、初動対応等を定めた防疫方針（第6の2の（1）の防疫方針をいう。以下同じ。）の決定及び見直しを責任を持って行うとともに、これに即した県の具体的な防疫措置を関係省庁が協力し、支援する。また、法に基づく予算を迅速かつ確実に手当てする。
  - (2) 県は、防疫方針に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行する。
  - (3) 市町村及び関係団体は、県の行う具体的な防疫措置に協力する（県が市町村又は関係団体に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。
- 5 なお、国は、あらかじめ定めた防疫方針に基づく初動対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、専門家の意見を聴きつつ、的確に特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

## 第2 ワクチン接種 [防疫指針より抜粋]

国は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する（なお、本病については、法上、予防的殺処分は認められていない。）。

- 1 埋却を含む防疫措置の進捗状況
- 2 感染の広がり（疫学関連家きん飼養農場数）
- 3 環境要因（周辺家きん農場数、家きん飼養密度、山、河川等の有無等の地理的状況）

## 第3 防疫対策本部

- 1 宮崎県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部（以下「県対策本部」という。）

県対策本部は、隣接県で本病が発生し、県内での発生が著しく危惧される場合や、県内に移動制限区域等が含まれる場合、あるいは県内の農場等の病性鑑定時において簡易検査キットを用いた抗原検査（以下「簡易検査」という。）で陽性との連絡があった場合に設置し、設置後速やかに、県対策本部会議及び関係機関を招集して緊急防疫会議を開催するとともに、円滑な防疫活動を行うための情報収集及び防疫措置の準備の検討を行う。

県対策本部を設置したときは、県議会、関係市町村、関係機関・団体等に文書で県対策本部の設置及び発生の概要等を伝達するとともに、迅速な防疫措置が講じられるよう協力を要請する。

なお、県対策本部会議は、防疫状況等を踏まえ必要に応じて開催し、県議会、関係市町村、関係機関、関係団体等を参加させることができるものとする。

### (1) 目的

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の本県経済に与える影響の甚大さを考慮し、高病原性鳥インフルエンザの防疫、その他の対策に関して関係部局が連携して円滑に実施し、本県養鶏産業の維持・発展及び安全・安心な県民生活の確保を図るため、県対策本部を設置する。

### (2) 組織

県対策本部は、図1-1（5ページ）に示すとおり、知事を本部長に関係部局の長で構成し、県対策本部の事務を補佐させるため関係課長等で構成する幹事会を設置する。

また、県対策本部を円滑に機能させるとともに、防疫方針の企画立案を行う総括・企画部を設置し、さらにその下に所定の班・係を設置する。

なお、総括・企画部及び各班は直ちに同一フロアに集合し業務を行うとともに、相互の連携を図る。

### (3) 設置期間

県対策本部は、県内に存在する移動制限の解除時を一つの目安とし、状況等を勘案して解散時期を決定する。

図 1 - 1 県対策本部の組織体制

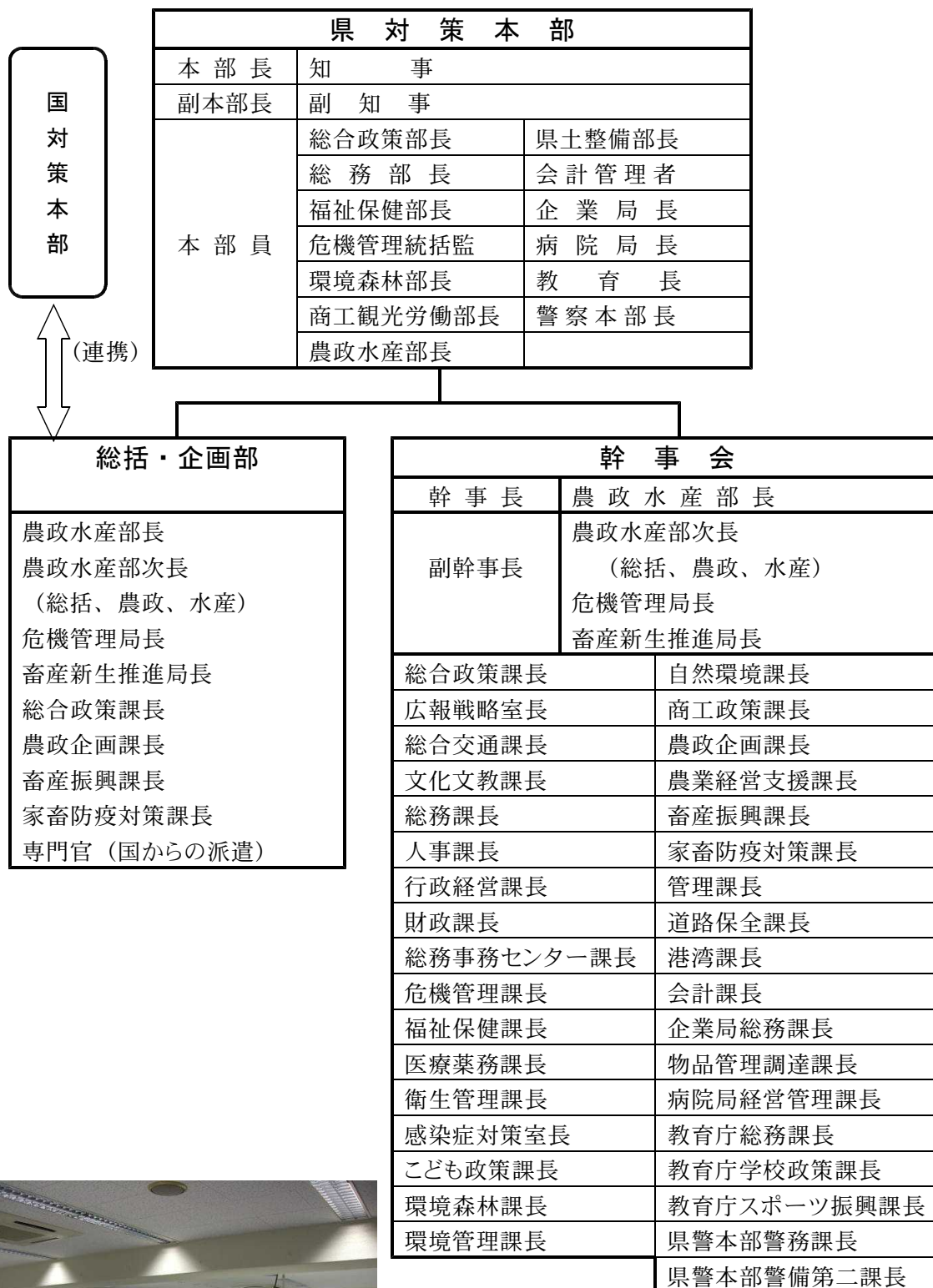


表1 幹事会における各部局の所掌事務

共通事務分掌	○ 県対策本部及び他部局への応援に関すること ○ 県対策本部長の特命事項に関すること	
部 局 名	担 当 課	所 掌 事 務
総合政策部	総合政策課	県対策本部の方針決定、調整等に関すること 県民政策部内の連絡調整に関すること
	広報戦略室	マスコミ対応等に関すること
	総合交通課	空港等の水際防疫に関すること
	文化文教課	私立学校等の指導及び被害調査等に関すること
総 務 部	総 務 課	総務部内の連絡調整に関すること
	人 事 課	県職員の動員、勤務等に関すること
	行政経営課	家畜伝染病予防法他法律に関すること
	財 政 課	防疫関連の予算に関すること
	総務事務センター	職員の健康管理に関すること
	危機管理課	自衛隊の派遣要請、調整に関すること その他危機管理に関すること
	福祉保健部	福祉保健課
医療薬務課		医療機関等に関すること
衛生管理課		食鳥処理場に関すること 食肉衛生検査所等の獣医師の派遣に関すること 所有者の判明しない鳥、ペット等動物愛護に関すること
感染症対策室		人への感染防止対策に関すること
こども政策課		保育園等での指導に関すること
環境森林部		環境森林課
	環境管理課	埋却地の環境に関すること
	自然環境課	死亡野鳥の処理（処分）に関すること 野鳥の調査等に関すること
商工観光労働部	商工政策課	商工観光労働部内の連絡調整に関すること 中小企業への融資等に関すること 小売店等の店頭指導に関すること
農政水産部	農政企画課	県対策本部総括・企画部に関すること 農政水産部内の連絡調整に関すること
	農業経営支援課	経営支援等の融資に関すること 農家経営指導に関すること
	畜産振興課 家畜防疫対策課	県対策本部総括・企画部に関すること 防疫指導等全般に関すること 防疫措置、移動制限等の措置に関すること
県土整備部	管 理 課	県土整備部内の連絡調整に関すること
	道路保全課	道路の交通規制に関すること
	港 湾 課	港湾の水際防疫に関すること
会計管理局	会 計 課	会計管理局内の連絡調整に関すること
	物品管理調達課	資材購入等に係る会計支援に関すること
企 業 局	総 務 課	企業局内の連絡調整に関すること
病 院 局	経営管理課	病院局内の連絡調整に関すること
教 育 庁	総 務 課	教育庁内の連絡調整に関すること
	学校政策課	公立小中学校への指導等に関すること
	スポーツ振興課	児童等の保健及び安全に関すること
県 警 本 部	警 務 課	県警本部、各警察署の連絡調整に関すること
	警備第二課	発生地及び消毒ポイント等における交通規制等の支援に関すること

団体の所掌事務

畜産協会	畜産団体等の連絡調整に関すること 農家指導に関すること、動員に関すること
JA 中央会	JA グループの連絡調整に関すること 農家指導に関すること、動員に関すること

図 1 - 2 県対策本部の班編制

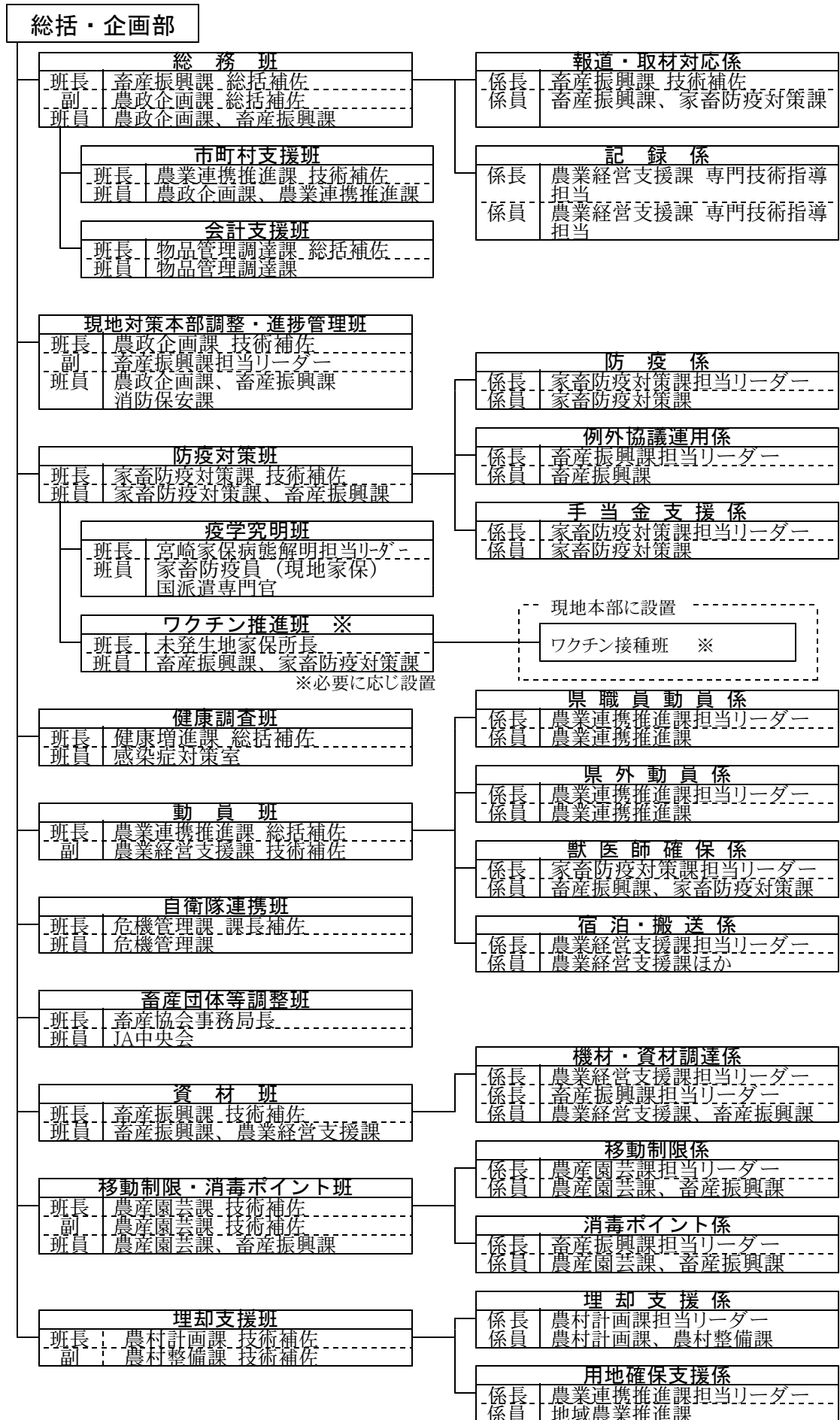


表2 県対策本部各班における所掌事務

班・係名	所掌事務	ページ
総括・企画部	県対策本部の総括及び防疫方針の立案、国との調整	
総務班	防疫方針の進行管理、県対策本部各班の連絡調整 県民等からの問い合わせへの対応	46
報道・取材対応係	マスコミ対応、取材対応	42,46
記録係	発生現場での記録（カメラ・ビデオ）撮影	51,112
市町村支援班	市町村との調整、連絡調整員の派遣	
会計支援班	経費支払い事務	
現地対策本部調整・ 進捗管理班	現地対策本部との情報連絡調整、防疫措置の進捗 管理、発生現地の事前調査映像（無線）送受信	112
防疫対策班	防疫対策各班の総合調整、家保との連絡調整	
防疫係	病性鑑定、防疫方針等の国との連絡調整	
例外協議運用係	国との例外協議	
手当金支援係	手当金申請・支払に係る事務	
疫学究明班	国の疫学調査チームと連携した疫学調査、原因究明	50,141
ワクチン推進班	予防的殺処分に係る計画の立案・進行管理	
健康調査班	保健所との連絡調整 医師、保健師等の動員調整	
動員班	防疫従事者の動員調整	47,95
県職員動員係	県職員、市町村職員等動員者の連絡調整	
県外動員係	県外動員者の連絡調整	
獣医師確保係	県外派遣防疫員、県内外獣医師の動員調整	
宿泊・搬送係	県外動員者の宿泊先調整及び動員者の連絡バス等 の調整、動員者集合場所における防疫従事者への 配布文書の説明	
自衛隊連携班	自衛隊派遣要請、調整	48
畜産団体等調整班	関係団体との連絡調整 団体職員の動員調整、農家への情報提供	
資材班	資材班各係の総括	87
機材・資材調達係	防疫機材（重機、投光器、テント、簡易トイレ、簡 易洗面台等）の手配 防疫資材の手配先の調整 現地資材班との連絡調整	
移動制限・消毒ポイント班	移動制限・消毒ポイント班の総括	42,43,
移動制限係	移動・搬出制限区域の設定・解除及び告示	46,72
消毒ポイント係	消毒ポイントの現地本部との連絡調整	
埋却支援班	埋却支援班各係の総括	150
埋却支援係	埋却地における埋却溝の面積算定等、掘削の支援	
用地確保支援係	埋却地選定及び確保の補助	

## 2 県本部各班の主な業務

### (1) 総務班

- ・ 疑い事例や病性の確定時、防疫措置の進捗状況など適宜プレスリリースを行う等マスクミ対応。
- ・ 対策本部会議資料等の作成。
- ・ 農場における防疫を記録するために、記録係を当該農場に派遣し、当該記録から必要に応じマスクミに提供。
- ・ 多発時には、市町村支援班や会計支援班を設け、それぞれ発生市町村の対策本部に対する支援や、県本部の会計を支援。

### (2) 現地対策本部調整・進捗管理班

- ・ 県本部から現地対策本部への情報送受信の窓口。
- ・ 県本部の防疫方針を現地対策本部へ伝達するとともに、現地対策本部の進捗状況を受理し、防疫措置の進捗を管理。
- ・ 防疫措置の進捗状況（日時等）の記録を作成。

### (3) 防疫対策班

- ・ 農水省動物衛生課(以下「動物衛生課」という。)との連絡窓口。
- ・ 病性の決定、各種検査、例外措置など、動物衛生課と連絡・報告・協議等を実施。
- ・ 家保の清浄性確認班、疫学関連調査班に対する指示と、進捗管理・結果の受理。
- ・ 例外協議の運用を現地本部例外協議確認班に指示。
- ・ 手当金等家畜伝染病予防法に基づく防疫措置にかかる経費の国への請求事務。

### (4) 健康調査班

- ・ 県本部での防疫方針、動員体制等を保健所に連絡。医師、保健師等の動員調整。

### (5) 動員班

- ・ 先遣情報に基づき、防疫措置に必要な動員者を動員者リストから選定し、各部連絡調整課に通知。これを受け連絡調整課から、部内各課動員者へ通知。
- ・ 動員者の受付会場までのバスの確保と、バス集合場所で動員者への作業概要と注意事項の説明。
- ・ 多発時、県外からの一般動員者や獣医師等の確保。
- ・ 宿泊を伴う動員の場合の宿泊先の手配。

### (6) 自衛隊連携班

- ・ 概ね 10 万羽飼養農場での発生や複数発生などの場合に、県対策本部での決定を受けて、自衛隊派遣を要請。（事前に動物衛生課と協議が必要）

### (7) 畜産団体等調整班

- ・ 関係団体へ情報の連絡・調整。
- ・ 関係団体を経由して各傘下農家へ情報伝達を依頼。
- ・ 必要に応じ団体職員へ防疫従事者の派遣要請。その際、動員班と連携して集合場所等を調整。

### (9) 資材班

- ・ 家保備蓄資材の搬出のための動員要請。（畜産試験場、農業試験場等へ）
- ・ 防疫機材（ローダー、ボブキャット、フォークリフト、バックホー、トラック、照明機材等）の確保。（地元建設業協会への依頼は現地対策本部が行う。）
- ・ 防疫資材（防護服、マスク、手袋、フレコンバック等）の備蓄品からの配送手配。
- ・ 備蓄品で不足分を業者から調達。

### (10) 移動制限・消毒ポイント班



- ・制限区域内農場リストを現地対策本部移動制限班に送信し、現地本部で当該市町村と制限区域の字界と突合し、制限区域内農場を確定。

確定した農場リストは県本部防疫対策班へ送信。

- ・移動制限境界部、搬出制限境界部付近での車両消毒ポイントを現地対策本部と協力して設定。現地本部から出された設置案を県本部総括・企画部と協議し決定。

- ・設置した消毒ポイントでの消毒実績等を現地本部から入手し、必要に応じて場所の変更・廃止・増設等を検討。

#### (11) 埋却支援班

- ・埋却予定地における埋却溝の大きさを、発生農場の規模・飼養形態に合わせて試算。試算した埋却溝の大きさを現地対策本部埋却班に送信し、現地で確認。

### 3 高病原性鳥インフルエンザ現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）

#### (1) 目的

高病原性鳥インフルエンザの初動防疫及びまん延防止措置を円滑に行うため、現地対策本部を設置する。

#### (2) 組織

現地対策本部は、図2-1（11ページ）及び図2-2（13ページ）に示すように、発生農場を管轄する西臼杵支庁、農林振興局（以下「支庁・振興局」という。）に設置し、支庁・振興局長を本部長とし、直属の現地企画班を設置する。

また、家畜保健衛生所（以下「家保」という。）長を副本部長（防疫班）、農林振興局技術次長を副本部長（防疫支援班）、保健所長を副本部長（健康調査班）として、現地における防疫措置等の指揮・監督を行う。

なお、現地対策本部立上げに当たっては、必要に応じ農政水産部次長が当該支庁・振興局に出向き、支援を行う。

また、高病原性鳥インフルエンザがまん延し、現地対策本部では対応が困難な状況下では、発生が多発している市町村役場等に発生農場の防疫措置を行う現場本部（現地対策本部分室）を設置する。

#### (3) 市町村、関係団体等との連携

迅速かつ円滑に防疫措置を実施するため、現地対策本部に発生市町村及び関係団体等を参加させる。

また、発生市町村には連絡調整のために県職員を派遣する。（相互派遣）

#### (4) テレビ会議システムの活用

県対策本部と現地対策本部及び3家保にネット回線を利用したテレビ会議システムを設置し、情報伝達の迅速化と共有に努める。

図 2 - 1 現地対策本部の班編成

普及センターは組織上は農林振興局に含まれるが、本マニュアルでは普及センターと表記した。

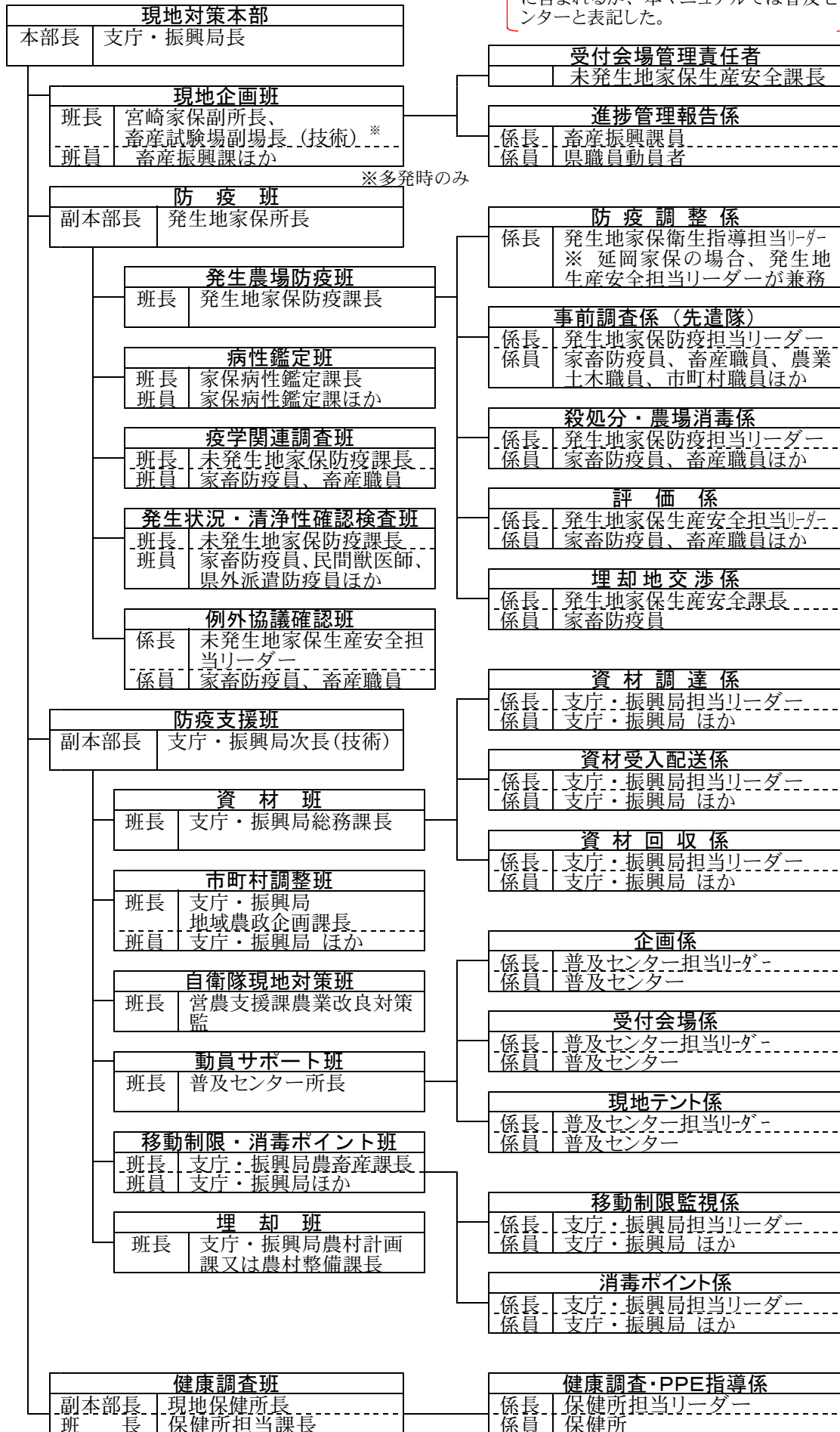
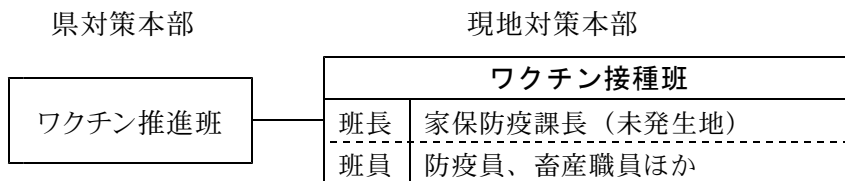


表3 現地対策本部各班における所掌事務

班・係名	所掌事務	ページ
現地企画班	現場における防疫方針の立案、進行管理	50
進捗管理報告係	現場との進捗管理連絡、県対策本部への定期報告	
受付会場管理責任者	防疫支援、健康調査班と連携し動員受付会場を総括	
防疫班	防疫各班、係の総括	50
発生農場防疫班	発生農場における防疫措置の進行管理	
防疫調整係	農場内の防疫リーダーとの連絡調整、進行管理、現地防疫班長（家保防疫課長）の補佐	
事前調査（先遣）係	発生農場の防疫措置に必要な農場事前調査。 防疫員及び畜産職員は引き続き殺処分係に移行。	112
殺処分・農場消毒係	発生農場における防疫措置	113
評価係	殺処分家さん、汚染物品の評価	134
埋却地交渉係	埋却地の選定、周辺住民・地権者への交渉	
病性鑑定班	病性鑑定	38,62
疫学関連調査班	発生農場と疫学的に関連のある農場の抽出及び農場立入による確認、疫学関連家さん飼養農場の例外措置の運用	42,50, 141
発生状況・清浄性確認 検査班	発生状況及び移動制限区域解除のための検査の立案、実行。制限区域内農場の死鳥の報告徴求	42,51, 146
例外協議確認班	制限区域内農場の例外措置に係る農場指導、移動指示書交付	180
防疫支援班	防疫支援各班、係の総括	50
資材班	防疫資材の調達、運搬、回収の進行管理	41,51,
資材調達係	防疫資材・機材の発注と在庫管理（車両、重機、テント、トイレ、CO <sub>2</sub> ボンベ等機械の調達）運用	87
資材受入配送係	防疫資材の検収と現場への配送	
資材回収係	防疫措置終了後の資材回収	
市町村調整班	市町村対策本部との連絡調整	
自衛隊現地対策班	自衛隊との連絡調整	48
動員サポート班	動員サポート各係の総括	51,95,
企画係	企画班の総括と連絡調整、サポート班編成、動員者名簿の確認及び配布、弁当などの手配と配送、受付会場から現地テント間の送迎手配、けが急病等の報告	123
受付会場係	受付会場の運営、動員者の受付、現場での作業の割り振り。けが、急病等の現地本部への連絡	
現地テント係	現地テントの運営、動員者のサポート、けが急病の救急対応	
移動制限・消毒ポイント班	移動の制限監視、消毒ポイントの運営	41,50,
移動制限監視係	消毒ポイントの選定、制限区域内での家さん、物品の監視、移動制限動員者への監視内容の周知等	72
消毒ポイント係	消毒ポイントの設置、回収及び撤去、消毒ポイントの運営	
埋却班	殺処分家さん・汚染物品の埋却	42,150
ワクチン接種班	ワクチン接種・予防的殺処分の企画立案、進捗管理	
健康調査班	防疫従事者等の感染防止対策	51,98
健康調査・PPE指導係	農場従事者、防疫従事者の健康調査等	

図2-2 現地対策本部に設置する班



※ 県対策本部（防疫対策班）の直轄とする「ワクチン接種班」を必要に応じ現地対策本部内に設置する。

ただし、現地対策本部に情報が来ないということがないように連携を図る。

※ 現地対策本部には、多数の人が出入りするため、各班の班長や係長は、指揮命令系統が明確になるよう、色つき帽子や腕章などで区分しておく。

また、発生農場の防疫措置にあたっては、現場リーダーやサブリーダーも同様に、防護服の色を変える等の工夫により、一目でリーダーと分かるようにしておく。

県対策本部、現地対策本部、市町村対策本部及び現地で防疫措置の方針や進捗管理等の情報に齟齬が生じないように、それぞれの部署での情報の送受は、下記の者が中心となり行うものとする。（各班毎に必要な詳細なやりとりは除く。）

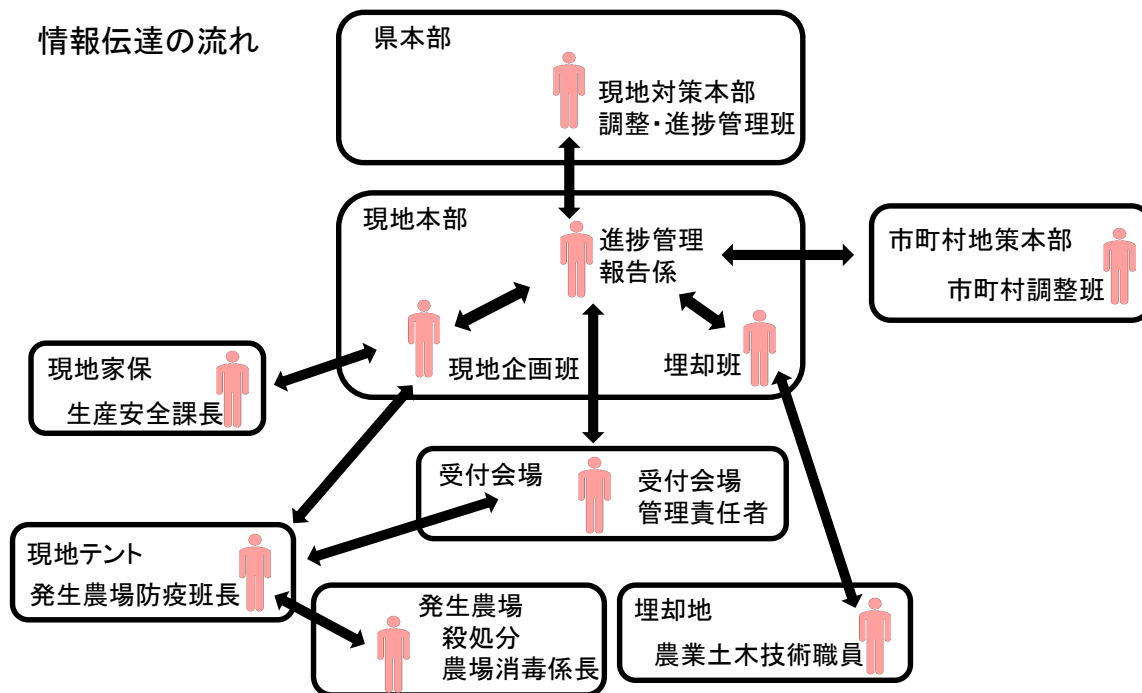
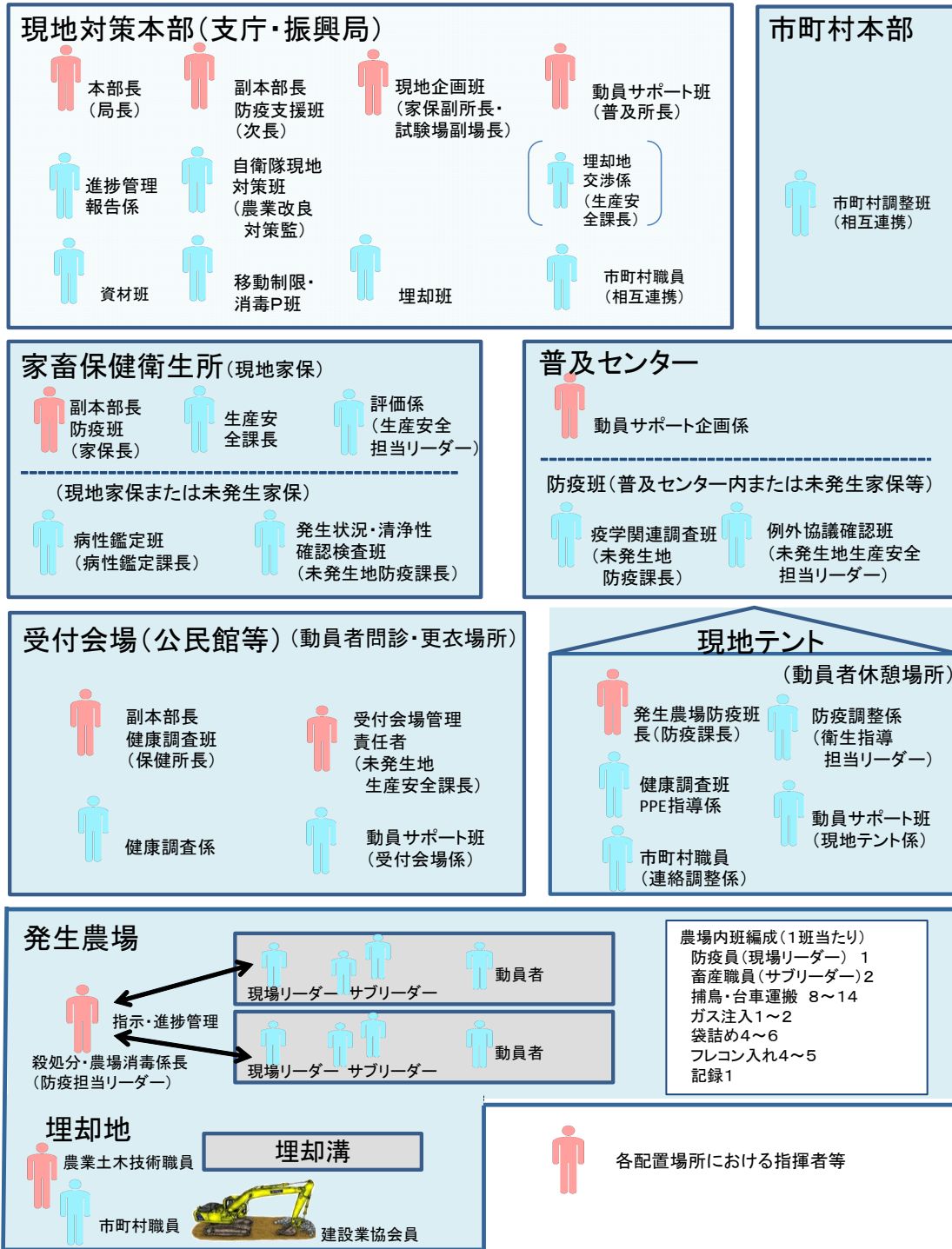


図2-3 現地对策本部の各班配置図



(参考)

発生農場を管轄する家保だけでは、防疫作業から発生状況確認検査・清浄性確認検査、疫学調査など、すべての防疫作業班を指揮することが困難なため、それぞれの家保が役割分担して業務に当たることとしている。以下に、発生地毎にそれぞれの家保の役割分担を示す。

現地対策本部

班編制	班 長	宮崎発生	都城発生	延岡発生
現地企画班	宮崎家保副所長	宮崎家保		
防疫班	発生地家保長	宮崎	都城	延岡
現地防疫班	発生地家保防疫課長			
防疫調整係他4係	発生地家保防疫課			
受付会場管理責任者	未発生地生産安全課長	都城	延岡	宮崎
病性鑑定班	病性鑑定課長	宮崎家保		
発生状況・清浄性確認班	未発生地防疫課長	延岡	宮崎	都城
例外協議確認班	未発生地生産安全担当リーダー			
地域疫学班	未発生地防疫課長	都城	延岡	宮崎

県対策本部

班編制	班 長	宮崎発生	都城発生	延岡発生
疫学究明班	病態解明担当リーダー	宮崎家保		
ワクチン推進班	未発生地家保長	延岡	宮崎	都城
ワクチン接種班	未発生地防疫課長			

※ 担当家保で人員不足する場合は、担当家保が指揮し、不足人員は全体で調整・確保する。

※ 例外協議班、地域疫学班は発生場所等を勘案して、発生地周辺の農業改良普及センターや家保、農林振興局等に場所を設置する。

その際、必要に応じ LAN 敷設等を情報政策課へ依頼する。

### 第3章 発生前の防疫対策（「水際対策」、「家きんの所有者や関係者の防疫対策」、「早期発見・早期通報」）

#### 第1 事前の防疫体制

##### 1 県の対応

高病原性鳥インフルエンザは、現在、近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近隣諸国から、渡り鳥が飛来してウイルスを持ち込む可能性があるほか、人や物を介した侵入も考えられることから、今後も我が国に侵入する可能性は高い。

このため、常に国内にウイルスが侵入する可能性があるとの前提に立ち、家きんの所有者と行政（国、県及び市町村）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。県は、一般県民を含めて、水際防疫に対する理解と協力、高病原性鳥インフルエンザの発生防止に関する知識の普及・啓発、さらに、農場における「飼養衛生管理基準」の遵守指導を行い、高病原性鳥インフルエンザの発生防止に努めるものとする。

##### (1) 水際・公共施設等の消毒体制（表4 22ページ）

本県と航空直行便がある東アジア諸国及び国内での発生時は、空港・港、ホテル、ゴルフ場等での靴底消毒を依頼し、侵入防止に努める。

県内で発生した場合は、県庁舎及び市町村庁舎全ての出入口に踏み込み消毒槽を設置するとともに、幹線道路には適宜消毒ポイントを設ける。また、カーフェリー乗客の乗降口、鉄道主要駅においても靴底消毒の徹底を依頼する。

##### (2) 海外及び国内での発生情報の伝達

海外及び国内における高病原性鳥インフルエンザの発生情報については、動物衛生課から発出された文書を、家畜防疫対策課から、各市町村、関係団体等へファクシミリ等により迅速に伝達するとともに、県内の農家等に対して、家畜伝染病発生情報連絡システム（防災・防犯情報メールサービス）への加入を積極的に推進し、国内外における高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザを含む）の発生情報の発信を行う。

情報が県内農家の隅々までどのように周知されたかについて、家畜防疫対策課は適宜伝達方法について「農家への情報伝達に係る調査票」（様式1 197ページ）に基づき調査する。このため、市町村や関係団体にあっては、効率的に各農家まで周知できるように普段から伝達の方法（ファクシミリ、電子メール、郵送、生産部会経由など）を整理しておくものとする。

##### (3) 農家指導、研修会の開催

家きんの所有者の飼養衛生管理基準の遵守状況について、家保は、支庁・振興局、農業改良普及センターなど県の出先機関、市町村、インテグレーション（以下「インテ」という。）等の協力を得ながら、原則年1回農家巡回を行い、その把握に努める。

なお、管理基準が遵守されていない農場については、指導、勧告、命令等を前提とした家保の立入指導を行う。

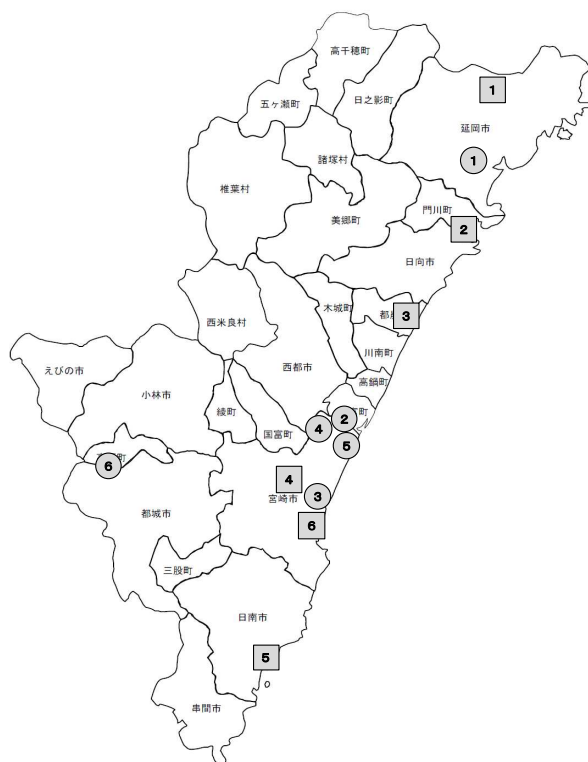
また、高病原性鳥インフルエンザなど海外悪性伝染病に関する研修会を、インテの各部会勉強会などを通じて、全ての家きんの所有者を対象に定期的実施する。

#### (4) 野鳥対策

自然環境課では、下記に示す野鳥の生息状況や飛来状況の把握、定期的な糞便調査等を行い、的確な情報を迅速に提供することにより、農場での防疫体制の強化と併せて発生防止の相乗効果を期すこととしている。

(1)「野鳥生息状況等調査」 渡り鳥の飛来情報の把握	(2)「ウイルス保有状況のモニタリング」 ウイルス感染のルート解明や感染状況把握のためのモニタリングの実施	(3)「野鳥監視パトロールの強化」 主要河川や湖沼及び発生地周辺の野鳥を監視し、感染個体を早期発見
<ul style="list-style-type: none"> <li>飛来が始まる10月から3月にかけて、県内の主な河川等で生息状況等を調査</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>野鳥の飛来時期や場所、個体数等を把握し、その情報をリアルタイムで提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高病原性鳥インフルエンザ発生地周辺の渡り鳥の飛来数が多い河川等で、糞便採取調査を年3回実施</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ウイルス保有状況を事前にモニタリングし、その情報を迅速に提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣保護管理員による鳥インフルエンザ発生地周辺での監視パトロールの強化</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺飛来地等の野鳥の生息状況や死亡、衰弱個体の監視・回収</li> </ul>

#### ＜野鳥生息状況等調査及びモニタリング調査（糞便採取）箇所＞



■	糞便採取調査箇所
1	延岡市(北川)
2	門川町(五十鈴川)
3	都農町(藤見溜池)
4	宮崎市(大淀川)
5	日南市(広渡川)
6	宮崎市(加江田川河口)※

○	野鳥生息状況等調査箇所
1	五ヶ瀬川流域
2	一ツ瀬川流域
3	大淀川流域
4	巨田池
5	ニツ立調整池※
6	霧島※

※印は、環境省による調査

#### (5) 早期発見・早期通報体制及び病性鑑定のある方

ア 県は家きんの所有者に対して、日頃から高病原性鳥インフルエンザの特性や侵入の危険性について周知するとともに、毎日、家きんの健康状態を観察し、早期発見に努めるよう指導する。また、家畜伝染病予防法第13条の2に規定する農林水産大臣が指定する症状若しくは高病原性鳥インフルエンザを疑う症状を認めた場合は、速やかにかかりつけの獣医師又は最寄りの家保に通報するよう周知する。



イ 獣医師あるいは農家等から本病を疑う症例の通報があった場合の病性鑑定は、原則現地家保3名で行い、病性鑑定材料を宮崎家保に搬送する。

#### (6) 関係機関・団体等との連携

発生及びまん延防止対策を迅速かつ適確に行うため、国、宮崎大学及び県庁各部局、県警察本部、市町村、県獣医師会、養鶏団体等の関係機関・団体は、日頃から情報の共有に努めるとともに、発生時の防疫措置の内容や実施時期、役割分担等を確認する。また、県は発生防止及び発生時において、全面的な支援体制を構築するため、関係団体・業界等と防疫協定を締結し、協定に基づいた協力が得られるよう日頃から連携を推進する。

## 2 市町村の対応

市町村は、発生防止のため県が行う水際対策や家きんの所有者への情報伝達、研修会開催、さらに家きんの所有者が遵守すべき「飼養衛生管理基準」に基づく立入指導等について、県と一体となって取り組む。

## 3 家きんの所有者の対応

家きんの所有者は高病原性鳥インフルエンザウイルスの侵入を防止するため、「飼養衛生管理基準」に基づき、農場出入り口での消毒を徹底するとともに、平時での農場に出入りのあった人、物品等に関する記録の保管、農林水産省や県のホームページ、防災メール登録等による発生情報の収集など、日頃から危機意識を持って衛生管理に努める。

飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法施行規則第21条において規定）の主な内容を以下に示す。

### (1) 衛生管理区域の設定

農場を徹底した衛生管理が必要な衛生管理区域とそれ以外の区域に区分し、両区域の境界が分かるようにすること。

### (2) 衛生管理区域への病原体の持ち込み防止

#### ① 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限

衛生管理区域の出入口の数は必要最小限とするとともに、出入口付近に看板を設置し、必要のない者の立入を制限する。

#### ② 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒

衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、車両の消毒をさせること。

#### ③ 衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者の消毒

衛生管理区域及び家きん舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること。

#### ④ 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置

衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、家きん舎ごとの専用の靴を設置し、確実に着用させること。

### (3) 野生動物等からの病原体の感染防止

① 家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないようにすること。

② 野生動物の排せつ物等が混入する恐れがある水を飲用水として給与する場合に

は消毒すること。

- ③ 野鳥等の野生動物の家きん舎への進入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが2cm以下）等の設備を設置するとともに、定期的に破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なく修繕すること。
- ④ 家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕するとともに、ねずみ、はえ等の害虫の駆除を行うこと。



網目2cm以下の防鳥ネット設置

(4) 衛生管理区域の衛生状態の確保

- ① 家きん舎その他衛生管理区域内にある施設、器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。
  - ② 家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家きんを飼養しないこと。
- (5) 家きんの健康観察と異状が確認された場合の対処
- 毎日の健康観察を行うとともに、農林水産大臣が指定する特定症状を呈していることを発見した場合は、直ちに家保に通報すること。また、その際、農場から家きん及びその死体、畜産物、排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。
- (6) 埋却等の準備
- 埋却の用に供する土地の確保を講じること。
- (7) 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管
- ① 衛生管理区域に立ち入った者の氏名、住所又は所属、立入年月日及び立入目的
  - ② 導入家きんの種類、羽数、健康状態、導入元農場の名称及び導入年月日
  - ③ 出荷又は移動を行った家きんの種類及び羽数、健康状態、出荷又は移動先の名称及び年月日等について記録を作成し、少なくとも1年間保存すること。
- (8) 大規模所有者に対する追加措置
- ① 家保と緊密に連絡を行う担当獣医師を配置し、定期的に指導を受けること。
  - ② 従業員が特定症状を発見した場合の家保への通報ルールを作成し、全従業員に周知すること。



関係者以外立入り禁止看板の設置



車両消毒装置

なお、以下に家畜伝染病予防法の飼養衛生管理基準に係る条文の一部を抜粋する。防疫の観点から家畜の所有者が負うべき義務として、これまで以上に厳しい遵守事項が定められている。

#### (飼養衛生管理基準)

第12条の3 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理（（中略）土地の確保その他の措置を含む）の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定めなければならない。

2 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。

#### (定期の報告)

第24条の4 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、農林水産省令の定めるところにより、その飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養にかかる衛生管理の状況に関し、農林水産省令で定める事項を当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

#### (予防のための自主的措置)

第62条の2 家畜の所有者は、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病的発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染性疾病的のまん延を防止することについて重要な責任を有していることを自覚し、家畜の伝染性疾病的の予防のために必要な消毒その他の措置を適切に実施するように努めなければならない。

#### (農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出義務)

第13条の2 家畜が農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状を呈していることを発見したときは、（中略）その所有者は、農林水産省令で定める手続きに従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所有地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

#### (手当金)

第58条 国は、次に掲げる動物又は物品の所有者（中略）に対し、それぞれ当該各号に定める額（中略）を手当金として交付する。ただし、家畜の伝染性疾病的の発生を

予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者その他の農林水産省令で定める者に対しては、農林水産省令の定めるところにより、この項本文の規定により交付すべき手当金の全部若しくは一部を交付せず、又はこの項本文の規定により交付した手当金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- 2 国は、次に掲げる家畜又は物品の所有者に対し、前項の手当金のほか、それぞれ当該各号に定める額を特別手当金として交付する。ただし、(中略)家畜伝染病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者その他の農林水産省令で定める者に対しては、農林水産省令の定めるところによりこの項本文の規定により交付すべき特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又はこの項本文の規定により交付した特別手当金の全額若しくは一部を返還させるものとする。

農林水産大臣の指定する症状（平成23年9月28日農林水産省告示第1865号）

- (ア) 同一の家きん舎において、1日の死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。
- (イ) 家きんに対して動物用生物学的製剤を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。

表4 畜産関連施設以外の水際消毒体制

フェーズ 施設	通常時	海外発生	国内で発生	九州で発生	県内発生
県庁内	本館、1号館で「防疫強化月間」に靴底消毒マット設置	本館、1号館、8号館に靴底消毒マット設置	本庁舎全ての出入口に消毒マット設置	左記に加え、発生状況に応じて、外来駐車場と正門に車両消毒マット設置	国内発生時の対応に加え、外来駐車場と正門に車両消毒マット設置
市町村庁舎		庁舎入口に消毒マット設置			
空港	国が国際線靴底消毒マット設置（ゴルフシューズ含む）	国の国際線靴底消毒マットに加え、別途全ての搭乗通路に消毒マット設置	左記に加え空港ビル出入口に消毒マットを設置	左記に加え、隣接県又は本県発生時に車両消毒マット設置	
主要港	外航船舶の乗員乗客対象に下船時靴底消毒の実施	外航船舶関係者全員の靴底消毒、外航船舶着岸埠頭に入出りする車両の消毒、カーフェリー乗員乗客の下船時靴底消毒	左記に加え、内航船舶着岸埠頭でも国内航路がある地方での発生時に出入り車両消毒		左記に加え、内航船舶着岸埠頭でも出入り車両の消毒
ホテル	—	靴底消毒マット設置			
ゴルフ場	—	靴底消毒マット設置（ゴルフシューズ含む）			
鉄道	—	—		主要駅に靴底消毒マット設置	
幹線道路	—	—	発生状況に応じて、県境に車両消毒ポイント設置		移動及び搬出制限境界付近並びに主要箇所にも車両消毒ポイント設置
公共施設	—	—	発生状況に応じて、靴底消毒マットを設置		靴底消毒マット設置
大型商業施設、銀行、日本郵政(株)	—	—	発生状況に応じて、靴底消毒マットを設置		靴底消毒マット設置
その他不特定多数が集まる所	—	—	—		靴底消毒マット設置

※ 海外とは、本県と航空直行便があるアジア諸国を示す。  
 地方とは、8地方区分における都道府県を示す。  
 県の施設及び幹線道路の消毒ポイントは県が設置し、空港、主要港、ホテル、ゴルフ場などその他の施設は、消毒マット等の設置を依頼する。  
 県の出先庁舎（西臼杵支庁、振興局、農業改良普及センター）は、1号館の対応に準ずる。  
 宅配、郵便配達は原則、農場に立ち入らず居住区での受け渡し。

#### 4 その他畜産関係車両、死鳥回収業者の対応

農場へ出入りする車両は、農場の衛生管理区域入口で動噴等で念入りに消毒を行い、（小規模農場では衛生管理区域出入口に車両消毒のための動噴が設置されていない場合もあるため、手押し式の消毒薬噴霧器等を車載することを心がける。）農場毎に専用の作業着、長靴を着用して作業にあたる。作業後は、車両、使用した器具機材、長靴、運転席及び手指の消毒を行う。

なお、死鳥回収業者にあつては、死亡家きんの受け取り場所を可能な限り農場外（衛生管理区域外）とし、車両を農場内に入れないようにする。さらに、死亡家きんを積み込んだ後は、当該場所を入念に消毒する。

## 第2 「迅速で徹底した防疫措置」を行うための事前の準備

### 1 防疫措置における関係機関の役割分担

高病原性鳥インフルエンザ発生時において、県は家きんの所有者に代わり、発生農場における飼養家きんの殺処分や汚染物品の埋却、農場消毒を実施するとともに、移動制限区域の設定や消毒ポイントの設置等の防疫措置を行う。

また、市町村は、現地対策本部と連携し、県が行う防疫措置への支援と地域住民対策を、農協等の関係団体は、県及び現地対策本部と連携し、防疫措置への支援を行う。

なお、具体的な役割分担については、次のとおりとする。

### 2 県の役割

#### (1) 防疫従事者の確保

##### ア 獣医師

防疫指針に基づく24時間以内の殺処分及び発生状況確認検査、制限の対象外とするための検査（GPセンターへの家きん卵の出荷等）を円滑に進めるために、県は、初動における獣医師の確保に努めるとともに、毎年派遣内容や協力体制について確認する。

また、国から派遣される獣医師を含む緊急支援チームとの連携について確認する。

##### イ 現場リーダー

現場リーダーは、家畜防疫員の他、県の出先機関（支庁・振興局、畜産試験場）に所属する畜産職から動員する。

なお、現場リーダーは、発生農場への先遣隊の役割を担うとともに、実際の防疫作業時には、動員者への作業内容の指示や作業の進捗状況の把握に努めなければならない。このため、動員者と一緒に作業を行うのではなく、広く現場を見渡し、万一動員者が負傷した場合にも迅速な対応が取れるよう心掛ける。さらに、農場内では重機類が重要な作業を担うことから、重機や車両の扱いについて、一定の知識を得ている畜産試験場や農業大学校等の経験者をリストアップしておくことも重要である。

また、多発期において、現場リーダーに不足が生じた場合には、国、都道府県、市町村、さらに関係団体等の技術職員にも現場リーダーとして派遣を要請する。

##### ウ 防疫作業従事者

防疫従事者名簿に登録された県職員を優先的に、市町村職員及びインテ等から動員する。なお、多発時など、防疫作業従事者に不足が生じた場合には、自衛隊に派遣を要請する。（48ページ参照）

## (2) 防疫資材の確保、備蓄及び担当者

### ア 防疫資材の確保、備蓄

#### ○各家保

日頃から一定の飼養規模（鶏10万羽程度）での発生を想定し、迅速な防疫作業に対応できるよう必要な資材を備蓄するとともに、防疫資材在庫管理一覧表（表5 26ページ）を作成し、在庫管理を行う。（3家保合わせて10万羽規模の発生に対応する資材を備蓄するものとし、備蓄割合は概ね宮崎家保4、都城家保3、延岡家保3とする。）

その際、使用期限のある資材については、使用期限ごとに管理し、定期的に更新できる体制を整えておく。

また、想定規模を超える発生によって資材が不足する場合や備蓄には不向きな資材を速やかに確保するため、防疫資材緊急調達先一覧表（表6 28ページ）を作成するとともに、定期的に取り扱業者及び担当者の緊急連絡先（携帯番号）の更新を行っておく。

なお、消毒薬など発生後に注文が殺到し、調達が困難となることが予想される資材（長期保管が可能なものに限る）については、用途、使用期限等を考慮し、随時備蓄に努めるとともに、国の備蓄資材や緊急時の拠出体制等について、国と情報を共有しておく。

また、備蓄する防疫資材等の定期確認時や、数量の増減、種類の追加、更新等があった場合には、管理状況一覧表を送信するなどして家畜防疫対策課へ随時報告する。

市町村、関係団体、家きんの所有者、関係業者に対しては、消毒薬等の資材等の備蓄に対し助言、指導を行う。

#### ○家畜防疫対策課

家保が行う資材等の確保、備蓄に必要な予算措置を講じ、使用期限のある資材等の更新に努めるとともに、取扱業者と連携し、緊急時の優先供給等に関する調整に努める。

### イ 備蓄資材の在庫管理担当者

平時において、各家保は資材担当者を生産安全課長の下に、正副2名配置し、資材等の管理を担う。

資材担当者は、初発時に備蓄資材を発生農場や現地対策本部等の資材集積拠点へ迅速に供給するため、県対策本部と連携して調達、配送準備、運搬車両の手配を行う。

## (3) 重機の確保

### ア 発生農場内で使用する重機等は、発生管内の建設業協会及び建設業者（以下「建設業者等」という。）との防疫協定に基づき確保する。

※重機：バックホウ、ダンプトラック、タイヤショベル、トレーラー、台車、フォークリフト、特装車、ユニック車

機材：バルーンライト、鉄板

労務費：世話役、特殊運転手、一般運転手、普通作業員の4種

### イ 現地対策本部は市町村と連携し、建設業者等に重機等の手配を行う。（搬入場所、日時、台数）

## (4) 防疫フェンスの設置

### ア 発生管内の建設業者等と防疫フェンスの業務委託単価契約を結ぶ。

### イ 現地対策本部から建設業者等に防疫フェンスの設置依頼を行う。（設置場所、日

時、数量)

(5) 埋却候補地の選定

高病原性鳥インフルエンザ発生時の埋却地の確保は、原則として家きんの所有者の責務であるが、家きんの所有者での対応が困難な場合は、県は市町村や国など関係機関等の協力を得て、埋却地の確保に努める。

このため、平時から、農家巡回等により、農場周辺で埋却地に適した自己所有地の有無を確認する他、公有地等の活用も含め、埋却地の選定を行っておくことが重要である。また、一定エリア内での同時多発に備え、公有地等を活用した共同埋却地の確保に努める必要がある。

なお、選定に当たっては、県は市町村と連携しながら推進し、農家の自己所有地以外を選定する場合には、畜産農家自らも積極的に、行政と一体となって、地権者等の理解を得る必要がある。

さらに埋却以外の焼却又は化製処理や発酵による消毒等についても検討しておく。

【埋却候補地の選定条件】

- ア 農場敷地内及び農場近辺を原則とすること
- イ 人家、飲料の水源地、河川及び道路に近接しないこと
- ウ 最低3m程度の深さの掘削が可能であること
- エ 埋却後3年間は掘削しないこと
- オ 機械、資材の搬入が容易であること
- カ 周辺住民及び地権者の理解と協力が得られること

(6) 消毒ポイント候補地の選定

支庁農政水産課・各農林振興局農畜産課は、平時から、移動規制及び消毒設置場所（以下「消毒ポイント」という。）について、道路管理者等の関係機関と協議の上、候補地を選定しリストを作成するとともに、その候補地を水土里情報家畜防疫システム（以下「防疫マップ」という。）に登録し、あわせてゼンリン地図等の詳細地図を準備しておく。

また、候補地については、可能な限り、事前に土地使用に関する協定書等を交わすなど緊急時において即座に消毒ポイントとして利用可能な状態で準備する。なお、候補地については、後述する「消毒ポイントの考え方」に基づき選定を行うものとする。



表5 防疫資材在庫管理一覧表（20,000羽家きん舎×5棟の10万羽想定）1500名×5回  
個人防護具

品名	考え方	数量	
防護服 (L)	医療スタッフ×1.2 (Mサイズ) 防疫従事者×従事回数×1.5 サポート員×2回×1.5	12,750	
防護服 (LL)			
防護服 (XXL)			
長靴 (24~25)	動員者×1.2 ・医療スタッフ(女性)は24~25cm ・26cmを30%、27cmを60%、28cmを10%程度の割合とする。	1,800	
長靴 (26)			
長靴 (27)			
長靴 (28)			
ディスポ帽子	動員者×従事回数×1.5 医療スタッフ・サポート員数×2×1.5	11,250	
ゴーグル		11,250	
マスク		11,250	
ゴム手袋 (薄、青)		11,250	
ゴム手袋 (厚、緑)		11,250	
軍手		11,250	
サンダル		動員者×1.2	1,800
くつ下		動員者×1.2	1,800
カッパ		動員者×1.2	1,800
布テープ		動員者×従事回数 / 10人に1本	600
曇り止め		600	
ラッカー Sprey (赤)		20	
黒マジックペン	20本 / 1現場	20	
カッター		20	

殺処分関係

炭酸ガスボンベ	500羽 / 本	200
スノーホーン	4本 / 10,000羽棟 → 8本 / 20,000羽棟	40
ガスキャリー	スノーホーンと同数	40
90Lポリ容器	1班当たり10個	400
台車	1班当たり5台	200
コンパネ、	1班当たり2枚×1.2	100
ビニール袋	10羽 / 袋	10,000
フレコンバック (500kg)	1羽3kg × 10,000羽 / 450kg	670
箱(密閉ペール)	1羽3kg × 7羽 / 1箱	14,300
結束バンド	ビニール袋と同数	10,000

埋却関係

ブルーシート (埋却地用)	埋却溝 100m 当たり 30枚	15
ロープ (6~8mm)	埋却溝 100m 当たり 5巻	3
ハンマー	4本 / 現場	4
木杭 (埋却4×50m、60本)	埋却溝 100m 当たり 150本	80
カッター	4個 / 1現場	4
ヘルメット	動員者数	11
寒冷紗 (埋却地防疫フェンス用)	委託	

清掃関係

一輪車	10 × 5棟	50
角スコップ	15 × 5棟	75
前かき	15 × 5棟	75
竹ぼうき	15 × 5棟	75

動力噴霧機及び燃料

動力噴霧機	動員者用 2 / 棟、埋却地 2、 農場消毒 2 / 棟	22
水タンク (200~500L)	動噴数と同数	22
ガソリン缶 (携行缶20L)	動噴数の半数	11
軽油缶 (携行缶20L)	重機台数分	
取水用ホース (50m)	1 ~ 2 / 現場	

消毒薬

パコマ (18L)	水タンク当たり 1 個	22
消石灰 (20kg)	100 羽当たり 1 袋× 1.2	1, 200
消石灰 (20kg) 埋却地用	埋却溝 100m 当たり 200 袋	100

設営、衛生関係

ブルーシート (防疫フェンス用)	委託	
寒冷紗 (防疫フェンス用)	委託	
手指消毒 (70%エタノール 18L)	50ml×動員者×従事回数× 1.5 / 18L	23
紙コップ	動員者×従事回数× 1.5	8, 200
ハンドスプレー		32
キッチンタオル (ロール)	動員者 40 人に 1 個	32
水タンク (10 ~ 20L)		32
踏み込み消毒槽		32
うがい薬 (箱)		62
バケツ (10~15L)		62
ハンドソープ	動員者 20 人に 1 個	62
トイレトペーパー		62
ウエットティッシュ		62
フレコンバック (0.5t)	現場ゴミ回収用	30
ビニール袋 (90L)	防疫従事者×従事回数 / 10 人 その他ゴミ用 動員者 / 2 人	1, 200

表6 防疫資材緊急調達先一覧表（様式）

	業者名	担当	電話番号	緊急連絡先（携帯）	ファックス	取扱物品名	備考
個人防護具、動薬、検査器具							
1						動薬、検査機器、検査消耗品	消毒薬取扱い
2						〃	
3						ゴーグル、防護衣、作業着等	
4							
消毒薬、石灰、動力噴霧機							
1						石灰、炭酸ソーダ	
2						〃	
3						動力噴霧機、発電機	
4						〃	
日用品、生活雑貨（ホームセンター等）							
1						工具、土木資材、雑貨	
2						日用品、雑貨、土木機器等	
3						〃	
4						農業用ビニール	
炭酸ガス							
1						炭酸ガス、気化器等	
2						〃	
運搬業者							
1						2t、4t、軽トラ	終日チャーター
2							
3							
4							
仮設テント、レンタカー							
1						テント、仮設トイレ、投光器	防疫フェンス設置
2						トラック、機器等リース	
3						レンタカー	
4							
埋却重機、家きん搬出（産廃業者、建設業者）							
1						市町村建設協会	
2						特装（深ダンプ）	
3							
4							

### (7) 防疫マップの更新

高病原性鳥インフルエンザ発生時のまん延防止と迅速な防疫活動及びその被害を最小限に抑えるために、県内全農場の所在場所、飼養形態・規模等を常に把握しておく必要がある。このため、平時からこれらの情報を防疫マップに保管し、新たな情報の入力など定期的にデータの更新を図る。

この際、家保は、市町村と連携した農場巡回や、種々の農家調査等を利用して、データ更新を行う。更新したデータは、県内すべての防疫マップのデータを更新する必要があるため、水土里ネット宮崎（宮崎県土地改良事業団体連合会）へ報告する。

### (8) 発生市町村への連絡調整員の派遣

市町村との連携を強化するために、県対策本部は、直ちに県職員を連絡調整員として発生市町村へ派遣する。

## 3 市町村の役割

市町村は、本病発生時に、県と連携して以下の役割を担うため、平時からその体制を整えておく。

- (1) 発生農家に対して、殺処分家きん及び排せつ物、汚染物品等の焼・埋却等の選択についての助言、指導（特に埋却地の調整・決定及び周辺住民への説明）
- (2) 農場周辺の通行遮断の実施
- (3) 焼・埋却地の選定に対する農家への助言・指導、市町村有地のリストアップ
- (4) 埋却の場合、現地対策本部と連携し、必要に応じて掘削のための重機やオペレーター等の手配と埋却溝の掘削、埋却地における防疫フェンス設置の業者委託
- (5) 防疫従事者等の飲料水、食料（弁当）等の手配に係る支援（動員サポート班（普及センター）に協力）
- (6) 発生状況確認検査等、種々の検査時の家きんの所有者への案内（同行）、車両の確保
- (7) 自主消毒ポイントの設置、給水等に係る消毒ポイント運営支援
- (8) 上記を行うための人員の確保
- (9) 地域住民に対する本病の発生の周知及び防疫活動に対する協力要請等
- (10) 必要に応じ、県現場対策本部の場所提供
- (11) 県現場対策本部へ連絡調整員の派遣（相互派遣）
- (12) 現場リーダーへの協力

## 4 関係団体の役割

養鶏関係団体は、市町村の役割を補佐することとし、具体的には下記のような作業を受け持つ。

- (1) 団体関係者への本病の発生の周知及び防疫活動に対する協力要請、まん延防止対策の実施
- (2) 県及び市町村が実施する防疫措置への支援及び人員の確保
- (3) 県現場対策本部へ連絡調整員の派遣

## 5 隣県等との情報の共有

県境を越えた迅速かつ的確な防疫対策を実施するためには、隣県等との情報の共

有が非常に重要である。このため、九州、沖縄、山口9県は、「家畜防疫対策連携に関する申合せ」（以下「防疫連携申合せ」という。224ページ参照）を締結しており、この防疫連携申合せに基づき、以下の情報を九州、沖縄、山口各県（以下「防疫連携県」という。）に提供する。

(1) 情報提供のタイミング

原則として、宮崎家保病性鑑定課で実施する簡易検査で、陽性の結果を受理した時点で、直ちに防疫連携県家畜衛生担当者に情報提供を行うとともに、H5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出する遺伝子検査（以下「PCR検査」という。）で陽性が判明した場合にも、防疫連携県に伝える。

(2) 情報提供の内容

症状、死亡羽数、発生疑い農場の概要（住所、家きんの種類、飼養形態）、PCR検査結果判明予定時間

(3) 情報提供の方法

勤務時間内は、各県家畜衛生主任者にメール若しくはファクシミリで、勤務時間外は携帯電話等へ連絡する。

(4) その他

県境付近での消毒ポイントの設置や運営等について機能的に行えるよう情報の共有を図る。

## 6 県境における防疫対応

県対策本部は、隣県で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、発生県から本県に進入する車両の消毒を行うため、必要に応じて、県境付近に消毒ポイントの設置を検討する。

この際、確実に消毒を実施するため、関係市町村の協力も得ながら、必要に応じて道路の封鎖や通行規制を行うことにより、通行者の協力のもと、消毒ポイントへの誘導を行う。

## 7 防疫演習等の実施

平時から、発生時の対応等を関係機関等を交えて机上で訓練しておくことは、非常に重要であり、国が定期的に主催する全国一斉机上演習を実施することで防疫措置の検証を行う。

また、県独自で、毎年テーマを設け、農場の規模別、単発から散発発生の一斉別、農家密度の大小による演習等を企画し、継続して防疫演習を実施する。

(1) 国が全国一斉に行う机上演習

動物衛生課が発生農場を想定し、全国一斉に実施するもので、家畜防疫対策課が中心となり、県関係機関、市町村、団体等と連携し、実践に即した防疫演習を実施する。具体的には、制限区域を設定し、制限区域内農場数の確定や、防疫措置に従事する人員、資材、機材の必要数算定とその確保状況を確認する。

なお、実施に当たって資料の作成に要した時間、内容等を動物衛生課が検証する。

(2) 県が行う防疫演習

高病原性鳥インフルエンザ発生時に円滑な防疫措置が実施できるよう県、市町村、関係機関、ブローラー系列会社等と連携し、実施時期を定めて原則毎年1回、病性鑑定、事前対応、確定後の防疫措置について実動を交えながら実施する。

演習の内容は、通報から2時間以内に防疫員が農場立入を実施し、宮崎家保での病性鑑定結果により、24時間以内に殺処分することを想定して、以下の対応を行う。

- ① 埋却地等の選定を防疫マップ、ゼンリン地図等を活用して行う。
- ② 制限区域の設定及び消毒ポイント設置場所の検討と必要人員の算出を行う。
- ③ 発生農場の殺処分、防疫措置に必要な人員、機材等を算出する。
- ④ 埋却地が登録されている農場については、その場所への移動経路、幅員等を再確認し、埋却機材等の確認を行う。
- ⑤ 埋却地が確保されていない農場については、周辺田畑等の借用や公有地等の活用を検討する。
- ⑥ 発生状況確認検査、卵出荷、食鳥出荷、ふ卵場への出荷等に係る検査のための検査体制の確認並びに疫学関連家きん飼養農場の調査に係る体制の確認を行う。
- ⑦ 各家保の備蓄資材の確認と不足する資・機材等の発注先、担当者の確認を行う。
- ⑧ 資機材について、事前に把握している購入先、借入先により、資機材の確保を検討する。
- ⑨ その他、県対策本部及び現地対策本部内の各班の業務について、それぞれ担当班毎に作業の確認を行う。

## 8 野鳥等で感染が確認された場合の対応等

- (1) 野鳥等の家きん以外の鳥類（死体、糞便等を含む。）で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合には、原則として、次の措置を講ずる。
  - ① 当該鳥類を確保した場所又は当該鳥類を飼養していた場所（以下「確認地点」という。）の、家伝法第10条に基づく消毒並びに通行制限及び遮断（家きんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除く。）
  - ② 確認地点を中心とした半径3キロメートル以内の区域にある農場（家きんを100羽以上飼養する農場（だちょうにあっては、10羽以上飼養する農場）に限る。）に対する速やかな立入検査（死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無及び飼養衛生管理基準の遵守状況の確認）
  - ③ 確認地点を中心とした半径3キロメートル以内の区域にある全ての農場に対する注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底の指導
- (2) 低病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合には、確認地点を中心とした半径1キロメートル以内の区域にある全ての農場に対する注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底を指導する。

## 第4章 防疫措置

### 届出から防疫措置終了までのタイムテーブル(肉用鶏5万羽規模)

	家畜防疫対策課等	現 地 家 保	支庁・振興局	市 町 村
1日目 10:00	死亡鶏増加による病性鑑定実施の報告受理  ①農政企画課課長補佐（技術）へ連絡 ②農政企画課から部三役、二役、県警へ報告 ③動物衛生課へ報告（指針様式3）	死亡鶏増加の通報（死亡羽数増加の状況、日齢、鶏舎数等を聞き取り） ①病性鑑定対応者の編成（現地家保3名） ②病性鑑定資材の準備 ③家畜防疫対策課防疫指導担当リーダー又は技術補佐へ通報 （通報内容、家保出発時間、到着予定時間） 防疫指針様式3の作成と家畜防疫対策課への送信 ④当該市町村及び管内振興局へ連絡	家保から情報受理 防疫システムによる農場位置の確認	家保から情報受理
10:30		農場へ出発		
11:50		病性鑑定の実施 ①臨床観察及び検査材料採取（スワブ、血液） ②簡易検査の実施 ③家保長へ状況報告 ④家保長から家畜防疫対策課、当該市町村、管内振興局へ簡易検査（陽性）を報告		
13:30	家保から簡易検査の結果（陽性）受理 ①農政企画課課長補佐（技術）へ報告 ②農政企画課から部三役、二役、県警へ報告 ③動物衛生課へ報告		家保から報告受理 消毒ポイント設置可能ポイントの洗い出し	家保から報告受理
15:00		宮崎家保へ検体を搬入 ①病性鑑定課による病性鑑定の実施 ②簡易検査の実施 ③PCR検査の実施 家畜防疫対策課、現地家保、振興局、市町村に簡易検査結果（陽性）を報告		
16:00	家保で実施した簡易検査結果（陽性）の受理		家保で実施した簡易検査結果（陽性）の受理	家保で実施した簡易検査結果（陽性）の受理

16:00	県対策本部の設置及び会議準備	現地対策本部の設置及び会議準備		市町村対策本部の設置	
	県域緊急防疫会議準備	地域緊急防疫会議準備			
	総務班	各班	防疫班	防疫支援班	
	①部三役、二役へ報告 ②県警本部へ報告 ③支庁・振興局へ報告 ④市町村、関係団体へ報告 ⑤防疫連携県へ報告 ⑥対策本部会議の準備 ⑦プレスリリース（疑い事例及び対策本部会議開催）	防疫 ①動物衛生課へ報告（指針様式4） 移動制限・消毒ポイント班 ①消毒ポイントの設定依頼 ②制限区域設定依頼 資材班 ①防疫機材のリストアップと発注準備 動員班 ①動員者の配分・確認	①先遣隊の派遣 ②発生状況確認検査の準備 ③卵出荷検査の準備 ④食鳥出荷検査の準備 ⑤疫学調査の実施（指針様式4の作成と家畜防疫対策課への送信）	①消毒ポイントの設置準備 ②制限区域設定の準備 ③防疫資材の確認と発注  埋却班 ①埋却溝の試掘開始	
18:00	県対策本部会議の開催		現地対策本部会議の開催		
19:30	県域緊急防疫会議の開催		地域緊急防疫会議の開催		
			①防疫資材の現地テントへの配送		
23:00	PCR検査結果判明（陽性）				
0:00	家保からPCR検査結果（陽性）の受理 ①部三役、二役、県警へ報告 ②支庁・振興局、市町村へ連絡 ③関係団体へ連絡 ④防疫連携県へ連絡	防疫 ①動物衛生課へ報告 ②動物衛生課から疑似患畜の判定を受理 ③国の判定に対する報告、協議 ④防疫方針の最終決定と国への報告 動員班 ・動員者集合（県庁）	①農場の通行遮断	PCR検査結果（陽性）の受理	PCR検査結果（陽性）の受理 ①移動制限区域内農場への連絡
	防疫措置の開始指示		防疫措置開始		
		移動制限・消毒ポイント班 ・制限区域の告示	・殺処分前の農場消毒実施 ・殺処分準備（ファン、給餌器、給水器等巻き上げ）	・消毒ポイント稼働開始 埋却班 ・埋却溝本掘	



1:30				<ul style="list-style-type: none"> <li>・動員者の受付</li> <li>・健康調査の実施</li> </ul>	
2:30			<ul style="list-style-type: none"> <li>・殺処分開始</li> </ul>		
2日目 7:00		<ul style="list-style-type: none"> <li>・動員第2陣集合（県庁）</li> </ul>			
8:30		防疫班 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省と例外協議打合せ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場リーダーの交代</li> <li>・動員第1陣退場</li> <li>・第2陣殺処分開始</li> <li>・発生状況確認検査 (卵出荷・食鳥出荷検査)</li> <li>・疫学関連家きん飼養農場の調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動員第2陣の受付</li> <li>・健康調査の実施</li> <li>・動員第1陣帰庁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生状況確認検査案内</li> </ul>
9:00		<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">県対策本部会議の開催</div>		<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">現地対策本部会議の開催</div>	
14:30	プレスリリース		殺処分終了 汚染物品の処理・埋却		
15:00			農場清掃・消毒開始		
18:30			埋却終了		
19:00			本日作業終了		

	県対策本部の設置		現地対策本部		市町村対策本部
	総務班	各班	防疫班	防疫支援班	
3日目					
7:30		動員第3陣集合（県庁）	現場リーダー到着		
8:30					
9:00				動員第3陣の受付 健康調査の実施	
9:30			農場消毒の実施		
16:30	プレスリリース		農場消毒終了 防疫措置完了		

※ このスケジュールにおいて、農場周辺環境、家きん舎の構造、気象条件等の状況により夜間作業に支障がある場合は、早朝からの防疫措置開始も検討する。



## 第2 異常家きん等の発見通報から病性鑑定、検査材料の送付までの措置

### 1 現地家保における対応

#### (1) 異常家きん等の発生通報(1日目 10:00~16:00)

##### ① 通報者からの疾病状況聴取

家保は、獣医師又は農場主等から、農林水産大臣が指定する症状(21ページ)を発見した旨の通報又は届出を受けたとき、また、農林水産大臣が指定する症状のほか、次に掲げる場合など高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染の疑いを否定できない家きんがいる旨の通報を受けた場合については、直ちに家畜防疫員による立入検査を実施する。この際、病原体の拡散防止等に十分配慮した上で、農場へ立ち入るものとする。

ア 肉冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合

イ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合(ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。)又はまとまってうずくまっている場合

届出を受けた家畜防疫員は、「異常家きん等の届出を受けた際の報告」(指針様式3 217ページ)以下「届出報告書」という。)により聴き取りを行い、家畜防疫対策課へ送信する。

##### ② 家きん所有者等への指導

高病原性鳥インフルエンザを疑う場合は、以下の緊急的な措置について指導を行うとともに、立入検査を行う旨を伝え家畜防疫員の到着予定時刻を知らせる。

##### ア 異常家きん等の所有者に対する指導事項

(ア) 高病原性鳥インフルエンザという極めて悪性の伝染病に類似していることを認識させ、確実な診断が得られるまで、家きん等及び汚染物品となりうる可能性があるものについては、移動を自粛する。

(イ) 確実な診断が得られるまでの間、家きん等の隔離を要請する。

(ウ) 農場の出入り口を1か所とし、踏み込み消毒槽を設け、防疫関係者以外の立入を禁止するとともに、農場の消毒を行う。

(エ) 家きんの所有者及び従業員等は、確実な診断が得られるまでは、農場からの退場を自粛する。やむを得ず退場する場合は、適切な消毒を行う。また、他の養鶏関連施設には立ち入らない。

##### イ 異常家きん等を診断又は検案した獣医師等に対する指導又は依頼事項

(ア) 原則として、家畜防疫員が到着するまで当該農場にとどまり、上記アの事項を履行するよう、家きん等の所有者に助言及び指導する。

(イ) 当該農場を退場する前に、ウイルスを飛散させないために、長靴、車両等を十分消毒する。また退場者は手指の洗浄及びうがいを行い、直ちに帰宅する。

帰宅後は、更に車両、携行用具、衣類等の完全な消毒を行い、入浴して身体を十分に洗う。

(ウ) 異常家きんが高病原性鳥インフルエンザでないと判明するまでの間は、家きんの飼養農場に立ち入らない。

(エ) 高病原性鳥インフルエンザと判明した場合には、異常家きんを診察し、又はそ

の死体を検案した日から7日間は、家畜防疫員の許可を得ずに家きんの飼養農場に立ち入らない。

#### ウ 食鳥処理場に対する指導

- (ア) 異常家きん及びこれと同一の農場から出荷された家きんの処理を中止する。
- (イ) 畜産関係車両の出入りを禁止する。
- (ウ) 従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行う。
- (エ) 従業員等は、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザでないと判明するまでの間は、家きんの飼養農場に立ち入らない。
- (オ) 異常家きんの出荷農場を直ちに特定し、上記アの(ア)から(エ)までの指導を行う。
- (カ) 異常家きんの出荷に使用された車両を特定し、当該車両の消毒を徹底するとともに、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザでないと判明するまでの間は、当該車両が農場等に出入りしないよう指導する。

#### エ 家保長及び家畜防疫対策課、関係市町村への報告

- (ア) 通報を受けた家畜防疫員は、所長にその概要を報告する。
- (イ) 病性鑑定課長又は病性鑑定担当リーダー（宮崎家保以外は防疫課長又は防疫担当リーダー）は、報告内容を確認の上、立入検査を実施する旨を家畜防疫対策課、当該市町村、管内支庁・振興局に連絡するとともに、報告内容を取りまとめ家畜防疫対策課に電子メール等で直ちに送信する。

## (2) 病性鑑定

### ① 異常家きんの通報

家きんの所有者、獣医師（開業、農場管理獣医師）、農場指導員等から病性鑑定の依頼があった場合には、症状や状況等を十分に聞き取り、病性鑑定を実施すべきかの判断をする。

### ② 病性鑑定対応者の編成

電話聞き取りで極めて疑いが強い場合には、原則として、管轄家保職員3名（検体送付1名、農場立入2名）で病性鑑定に当たる。家保は、家畜防疫員が農場へ出発する時刻、農場到着時刻、農場を退出する時刻を、その都度、家畜防疫対策課へ連絡する。

### ③ 農場到着

原則として車両は衛生管理区域外に駐車する。農場に到着したら、家保に到着時刻を連絡する。

防護服に着替え、農場主の許可を得てから農場へ立ち入る。

### ④ 聞き取り調査

現地調査票（指針（様式4-1）218ページ）に基づき、農場名称、住所、電話番号、飼養羽数、日齢（週齢）、異常家きんの症状、飼養管理状況、農場と家きん舎の配置及び死亡家きんの見られた場所等を聞き取る。

その際、住所については、農場住所か自宅住所かの確認を必ず行い、それぞれの住所が異なれば、分かるように併記する。

### ⑤ 異常家きんの検査

異常家きんが認められた家きん舎の死亡羽数の推移（過去1週間程度）、死亡及び異常家きんの状況（肉冠、肉垂のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下、5羽以

上の家きんがまとまったの死亡又はまとまったのうずくまり等の有無やその場所)を確認する。2つ以上の家きん舎がある場合は、異常がない家きん舎の死亡羽数の推移も家きん舎ごとに聞き取りする。原則として異常家きんのいない家きん舎には立ち入らないようにする。



沈うつ



肉冠、肉垂のチアノーゼ

#### ⑥ 採材

死亡や異常家きんの状況を確認するとともに、直ちに異常家きんが認められる家きん舎ごとに、死亡家きん及び異常家きん（異常家きんが認められない場合には、生きた家きん）のそれぞれ複数羽（死亡家きんについては5羽以上（5羽に満たない場合は全羽））を対象とした簡易検査を行う。

この際、死亡家きんを優先し、1羽につき気管スワブ及びクロアカスワブのそれぞれを1検体として、動物用インフルエンザ簡易検査キットを用いて実施すること。

なお、陽性の場合に宮崎家保に持ち込む検体は、農場で実施した気管スワブ及びクロアカスワブによる簡易検査で陽性となった家きんを含む死亡家きん5羽と異常家きん5羽（異常家きんが認められない場合には生きた家きん）の合計10羽とする。

#### ⑦ 途中経過の報告

農場立入りから1時間経過後に、現時点での状況を必ず家保へ報告する。

報告を受けた家保は、家畜防疫対策課へ病性鑑定の進捗状況を報告する。

#### ⑧ 結果報告

簡易検査の結果が判明した時点で、直ちに家保へ報告する。

簡易検査が陰性の場合、死亡の原因追及のため、一般病性鑑定を行うかどうかについても連絡する。報告を受けた家保は、家畜防疫対策課へ報告する。

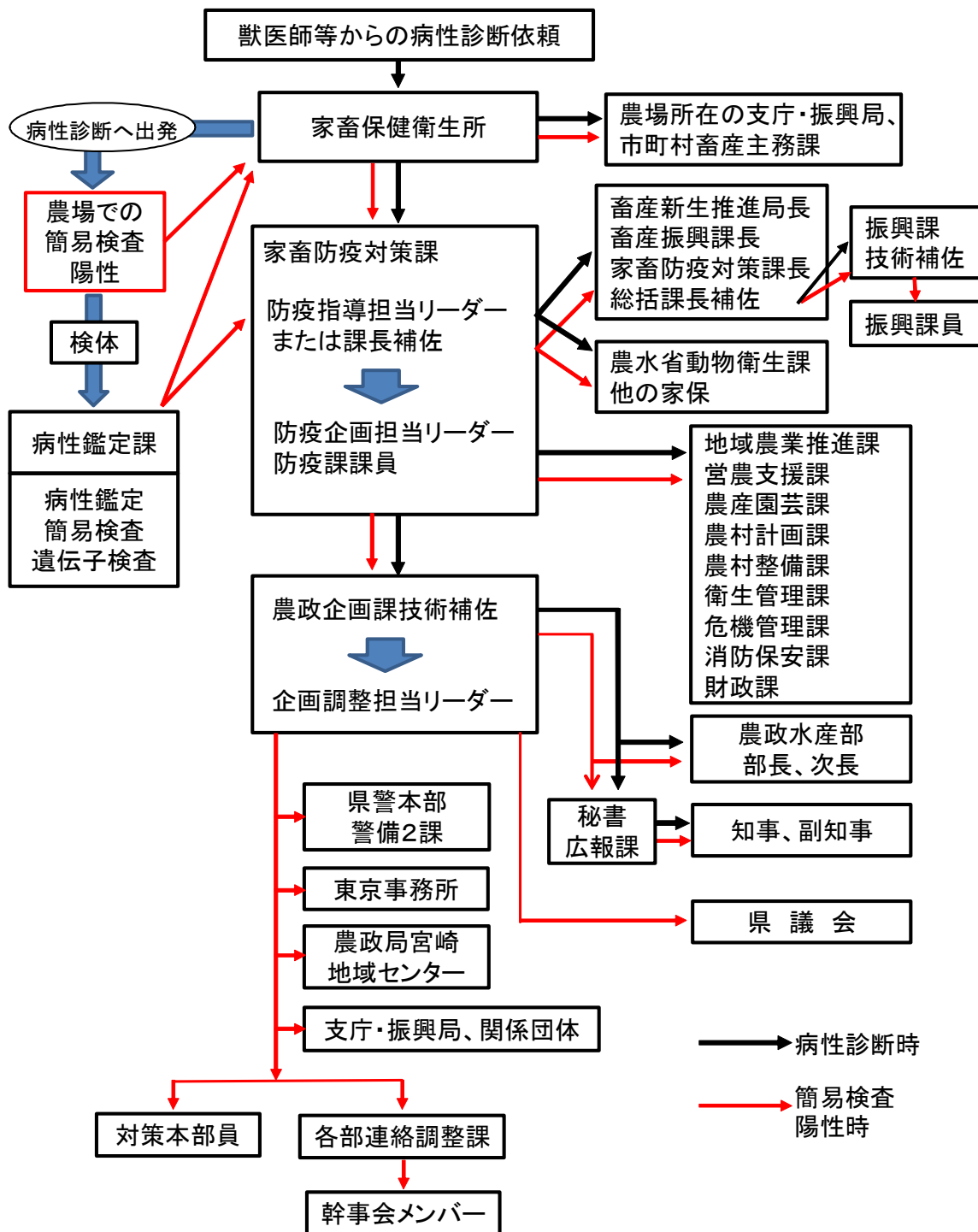
#### 病性鑑定に供する羽数

死亡家きん	異常家きんを優先に生きた家きん
5	2
4	2
3	2
2	3
1	4

## 2 家畜防疫対策課における対応

家畜防疫対策課は、家保から病性診断へ出向く旨の連絡を受けたら、下記のフロー図に従い、黒矢印の関係者への連絡をするとともに、動員者及び資材の確認を行う。

また、当該家保から、届出報告書（指針様式3 217ページ）を受理し、動物衛生課へ報告する。



・家畜保健衛生所(病性鑑定課)での簡易検査が陽性となった時点で高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置するとともに、緊急防疫会議を開催

### 第3 病性決定までの措置(1日目 16:00～23:00)

#### 1 家保等現地における対応

##### (1) 現地対策本部の設置

病性鑑定課からの簡易検査陽性の報告を受けて、農場を管轄する支庁・農林振興局、市町村へ連絡する。連絡を受けた支庁・振興局は、家保と連携して現地対策本部を構成する所属を招集し、現地対策本部を設置する。

##### (2) 通行遮断の準備

農場に隣接する道路に設置する消毒ポイントの場所(2ヶ所程度)を確保し、農場周辺への通行を遮断する準備を進める。(通行遮断は、PCR検査で陽性となった場合に直ちに実施。)また、まん延防止のために必要な場合に限り、発生農場周辺の道路を一定期間封鎖することとする。

法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、必要な通行の制限が確実に実施できるよう、あらかじめ調整する。

その際、家畜防疫対策課へ連絡し、発生現地を管轄する警察署へ道路封鎖の協力を求める。(家畜防疫対策課は、場所及び遮断箇所数を県警の警備第2課へ連絡し、協力を要請する。)

通行制限又は遮断の手続きは、家畜伝染病予防法施行令第5条の規定に基づき行う。

##### (3) 防疫措置の準備

① 家畜防疫員(獣医、畜産)、県職員(農業土木担当、普及センターの動員サポート班)、市町村職員、地域の建設業協会員から成る事前調査係(先遣隊)を農場に派遣し、防疫措置に必要な資機材、現地テントの設置場所、埋却地等の情報を収集する。

② 先遣隊情報を元に農場での防疫作業手順等を検討する。また、家畜防疫員の必要人数を把握するとともに、重機や車両の種類、台数等を確認し、市町村等に手配を依頼する。

③ 動員者の受付会場を当該市町村と連携して決定し、また先遣隊情報を基に農場付近の現地テント等の設置場所の確認を行う。受付会場が決定したら管轄の保健所へも連絡し、受入れ体制の準備に入る。

④ 緊急防疫会議(県関係機関、市町村等)の準備を行う。

⑤ 当該家保において、先遣情報を基に防疫資材の備蓄を確認し、農場へ送付するための梱包作業を開始する。(梱包、配送準備は、支庁・振興局に連絡し、地連共から動員を貰う。)

不足資材をリストアップし、他の備蓄場所から送付が必要な場合は、県本部資材班に連絡する。(農業試験場、畜産試験場が保管する備蓄資材の梱包・配送準備は、家保立会の下、それぞれの職場職員の応援を貰う。)

なお、段ボール箱等へ梱包する場合は、内容物と配送先(受付会場、現地テントなど)を箱の外に明記し、配送する場所毎に分けてトラックに積み込み、配送先毎に送り出し、現地での受取、配置に困らないように注意する。

また、備蓄資材の配送後は、資材に係る業務全般(総括、調達・受入、配送、回収等)を家保から現地対策本部資材班に速やかに移行する。

⑥ 対策本部の電話・FAX・LAN回線増設の有無、携帯電話、農場で使用する無



線機、連絡用車両の必要台数を確認する。

- ⑦ 埋却に必要な重機等（バックホウ、鉄板、オペレーター、必要に応じて防疫フェンス設置）については、埋却班が発生市町村と連携し建設業協会等への手配を行う。

#### **(4) 疫学調査**

疫学関連調査班は、病性鑑定対応者が発生農場で聴取した疫学情報（指針（様式4-2）219ページ）を基に、さらに詳細な疫学調査を開始し、関連農場や関連業者等に確認しながら、追跡調査を実施する。

#### **(5) 発生状況確認検査の準備**

発生状況・清浄性確認検査班は、発生農場から半径3km内の農場（家きん100羽以上飼育する農場）を防疫マップで抽出し、県本部防疫対策班の制限区域内の農場リストと突合の上、農場の空舎状況を確認し、検査対象となる農場リストを作成する。これを基に必要な資材、家畜防疫員、案内人、車両等の確保の準備を行う。家畜防疫員が不足する場合には、家畜防疫対策課に必要な人数を派遣依頼する。

#### **(6) 卵の出荷検査の準備**

移動制限区域内の家きん卵を出荷するために行う臨床検査、PCR検査及び血清抗体検査に必要な資材、家畜防疫員、案内人、車両等の確保の準備を行う。

#### **(7) 食鳥出荷検査の準備**

移動制限区域内に食鳥処理場がある場合には、発生状況確認検査により陰性が確認された移動制限区域内の農場が、当該移動制限区域内の食鳥処理場に家きん出荷する際に行うPCR検査（出荷日から遡って3日以内に採材した検体による）に必要な準備を行う。

## **2 県庁における対応**

### **(1) 関係部署への連絡・通報**

農場での簡易検査の結果が判明した時点で、家保から連絡を受けた家畜防疫対策課（課長補佐もしくは防疫担当リーダー）は、40ページのフロー図に従い、赤矢印の関係者へ連絡する。

なお、家保に持ち帰った検体での簡易検査結果判明時及び遺伝子検査（PCR）結果判明時にも同様に連絡し、合わせて防疫連携県にも情報提供する。

### **(2) プレスリリース**

病性鑑定課における簡易検査で陽性が判明したら、疑い事例発生のプレスリリースを行う。

### **(3) 県対策本部の設置と会議の開催**

病性鑑定課における簡易検査で陽性が判明したら、直ちに県対策本部を設置するとともに、発生の概要や病性決定後の防疫方針等を決定する県対策本部会議を開催する。

また、各班は役割分担について確認し、病性決定後迅速に対応できるよう準備に入る。

### **(4) 移動・搬出制限の設定**

原則、当該農場から半径3kmの範囲を移動制限区域、半径10kmの範囲を搬出制限区域とし、状況によっては、国との協議により範囲を拡大・縮小する。

なお、食鳥処理場で発生した場合には、発生農場とは別に、当該食鳥処理場を中心とした半径1kmの範囲を移動制限区域として設定する。

県対策本部移動制限・消毒ポイント班は、防疫マップ上で円を引き、それをもとに地図上に円を引く。字単位については、市町村に最終的に確認し、制限区域の設定を行う。

#### **(5) 移動制限区域内の農場の抽出**

県防疫対策班は、制限区域が設定されたら、区域内の農場を防疫マップにより抽出し、現地家保及び県本部の移動制限係を経由して現地対策本部移動制限・消毒ポイント班へ送信する。現地家保は現地対策本部移動制限・消毒ポイント班及び市町村と連携し、制限区域内農場を確定させ、県本部防疫対策班へ結果を報告する。

#### **(6) 消毒ポイントの設置準備**

県対策本部移動制限・消毒ポイント班は、防疫マップにより出力した移動制限区域、搬出制限区域を示した地図を家畜防疫対策課より入手し、現地移動制限班に伝達する。その際、後述する「消毒ポイントの考え方」(75ページ)に基づいて、当該農場を中心として、発生農場周辺(概ね1kmの範囲内)、移動制限区域、搬出制限区域のそれぞれ境界付近及びインターチェンジ出入口に設置するよう指示する。

なお、食鳥処理場で発生した場合には、処理場を中心とした半径1km内の移動制限区域境界付近に設置する。ただし、移動制限区域内に農場や他の養鶏関連産業が存在しない場合には、設置しなくてもよいこととする。

設置場所及び設置数は、市町村と調整し事前に選定した消毒ポイント候補地を基本に、発生状況及び地理的条件等を踏まえた上で、現地移動規制・消毒ポイント班と協議し決定するが、制限区域内及びその境界付近の高速道路のインターチェンジについては、農林水産省から国土交通省への要請を確認した上で、高速道路管理者に依頼する。なお、これら全ての消毒ポイントの運営等については、県警察本部に協力要請を行う。

#### **(7) 動員者のリストアップ**

県対策本部動員班は、発生農場における防疫措置に必要な人員を、あらかじめ農政水産部内各課の防疫従事予定者から必要人数を確保する。なお、発生規模により、部内で対応できない状況下では、庁内各部局に対し防疫従事予定者一覧から応援を要請する。

### **3 当該市町村の対応**

病性鑑定課で実施した簡易検査陽性の報告を受けた市町村は、管轄の家保及び農林振興局と協議の上、疑似患畜確定に備えて直ちに以下の準備を行う。

#### **(1) 市町村高病原性鳥インフルエンザ対策本部** (以下、「市町村対策本部」という。)

市町村対策本部の設置時期の確認。

動員者の受付会場、防疫資材置き場、また、必要に応じて設置する現場本部設置場所の確認。

初動防疫時の市町村の役割の確認。

#### **(2) 先遣隊**

同行する人員の選定。

#### **(3) 通行遮断**

遮断開始時間及び場所、対応方法の確認。(確定後は主体となり実施)

#### **(4)埋却地等の選定**

現地対策本部と連携し、殺処分家きん及び排せつ物、汚染物品等の焼・埋却方法の確認及び場所の選定。(確定後は現地対策本部に協力)

なお、埋却する場合は、「口蹄疫等の発生時における埋却地決定の手順について」(別添参考資料)に基づき、必要に応じて周辺住民等へ説明、理解を得る。(確定後は主体となり実施)

現地対策本部と協力し、先遣隊が選定した現地テント設置場所の地権者に対する協力要請。

#### **(5)消毒ポイント設置場所の検討** (確定後は現地対策本部に協力)

#### **(6)当該農場の緊急消毒**

家保が行う当面の消毒対応への協力。

#### **(7)埋却時の重機やオペレーター等の手配**

現地対策本部と連携し、必要に応じて地元の建設業協会等へ必要数を手配する。

なお、契約は県対策本部資材班が行う。

#### **(8)移動及び搬出制限区域(予定)の抽出**

制限区域の境界は字単位を基本とするが、道路、河川、鉄道等その他境界を明示するのに適当なものがあれば、それを用いて区域設定が可能である。この場合、それぞれの制限区域が発生農場を中心とした同心円上のラインに比べ過小もしくは過大にならないように注意が必要である。(確定後は主体となり実施)

#### **(9)制限区域内家きん所有者への情報提供**

移動及び搬出制限区域(予定)の家きんの所有者等へ情報の提供と移動制限通知の準備。

なお、3km以内農場に対しては、移動自粛要請の連絡を行うとともに病性決定後、24時間以内に発生状況確認検査で家畜防疫員が立入する旨の連絡をあわせて行う。

#### **(10)管内家きんの所有者での通常以上の防疫対策の強化・再点検の周知準備**

#### **(11)養鶏関係団体への情報提供**

### **4 その他の市町村の対応**

その他の市町村のうち、PCR検査で陽性と判明後に、移動及び搬出制限区域に含まれることが想定される市町村については、家保からの「高病原性鳥インフルエンザの疑い事例がある」との情報に基づき、直ちに以下の準備に着手する。

また、それ以外の市町村については、県あるいは家保からの情報に基づき、家きんの所有者へ農場防疫の強化等発生防止対策の周知に努める。

#### **(1) 制限区域の設定**

移動制限、搬出制限区域(予定)に含まれる字単位もしくは道路、河川等の明瞭な境界での区域の設定。設定方法は当該市町村の対応(本ページ上段)参照。

#### **(2) 情報提供と移動の自粛**

移動および搬出制限地域に入る家きん農場を確認し、情報提供と移動の自粛要請の準備。なお、3km以内農場に対しては、確定後24時間以内に発生状況確認検査で家畜防疫員が立入する旨の連絡をあわせて行う。

管内家きんの所有者への情報提供と防疫対策の強化・再点検の指導

#### **(3) 消毒ポイント運営のための動員者の把握**

確定後から運営される消毒ポイントの動員者リストの作成

表7 病性決定までの措置に係るチェック表

チェック	作業内容	担当部署
	発生農場の見取り図作成（家きん舎レイアウト等）	家保
	発生農場周辺の地図（通行遮断場所の特定）	家保
	埋却予定地及び周辺の地図	家保
	制限予定区域全域の地図	家畜防疫対策課
	移動制限区域境界（字界）の決定	市町村
	搬出制限区域境界（字界）の決定	市町村
	移動制限区域内農場リスト作成	家保・市町村
	搬出制限区域内農場リスト作成	家保・市町村
	消毒ポイントの設定（農場付近 1km の範囲）	支庁・振興局・市町村
	消毒ポイントの設定（3km 付近）	支庁・振興局・市町村
	消毒ポイントの設定（10km 付近）	支庁・振興局・市町村
	消毒ポイントの設定（インターチェンジ出入口）	支庁・振興局・市町村
	現地対策本部の場所の決定	支庁・振興局
	動員者受付会場の決定	支庁・振興局・市町村
	現地テントの場所の決定（先遣隊情報に基づく）	支庁・振興局・市町村
	防疫資材置き場の決定	支庁・振興局・市町村
	防疫資材（防護服、マスク、グローブ、ゴーグル等）の在庫チェック	家保
	殺処分資材のチェック	家保
	埋却用資材のチェック	家保
	消毒ポイント用資材（消毒薬・動噴等）のチェック	支庁・振興局
	動員者のリストアップ（殺処分・保定）	県動員班
	動員者のリストアップ（埋却・清掃・消毒）	県動員班
	重機の手配（農場で使用するフォークリフト等）	県資材班
	その他リースの手配（テント・照明・トイレ等）	県資材班
	重機の手配（埋却地で使用するバックホー等）	支庁・振興局・市町村

## 第4 病性決定時の措置(1日目 23:00～2:30)

### 1 県対策本部の対応

#### (1) 家きん所有者、養鶏団体等への情報提供

総務班は、患畜または疑似患畜と診断され、本病が確定されたら、速やかに県内各市町村、地域の養鶏団体及び関係団体、警察、防疫連携県に対して患畜または疑似患畜の発生と、その農場所在地を連絡する。また、発生農場の規模等を勘察して、必要に応じ動物衛生課と協議した後に自衛隊にも連絡する。

一方、家畜防疫対策課から連絡を受けた家保は、市町村や養鶏団体等を通じて、100羽以上飼養している家きん所有者へ患畜または疑似患畜の発生（当該農場から3km以内の農場については当該農場の所在地）を確実に伝えるとともに、飼養者における防疫対策の強化や異常家きんの早期発見、早期通報を義務づける。

#### (2) 公表(プレスリリース)

報道・取材対応係は、発表の概要（発生農場については、原則、地番まで本人の同意を得た上で公表）及び防疫措置、今後の防疫方針等について、動物衛生課と内容や公表の時間を調整し、国と県が同時に公表するものとする。

なお、公表後、関係部局・県警察本部・県議会・市町村及び関係団体に通知（ファクシミリ等による送信）するとともに、防疫作業への協力要請を行う。

また、発生農場での殺処分の進捗状況など情報を集約し、必要に応じて随時マスコミに提供する。

なお、家きんの所有者、防疫連携県、市町村、関係団体等への発生農家の位置情報については、防疫マップで表示したものを添付し提供するものとする。



防疫マップによる表示例

#### (3) 制限区域の告示

県移動制限・消毒ポイント班は、制限区域の境界を定めるために、移動制限ライン、搬出制限ラインがわかる地図を家畜防疫対策課より入手し、現地移動制限・消毒ポイント班に送信する。現地移動制限・消毒ポイント班は該当する地域を所管する市町村へ伝達し、当該市町村は、境界を設定後、現地対策本部を経由して県対策本部に報告。報告を受けた県移動制限・消毒ポイント班は、法施行細則（昭和26年宮崎県規則第54号）第4条に基づき行政経営課と連携し速やかに告示の手続きを行う。また、その内容について畜産関係機関に報告又は通報する。

なお、境界の設定については、市町村等の行政単位または道路、河川、鉄道等その他境界を明示するのに適切と判断されるもので定める（44ページ参照）。

また、関係市町村は、高病原性鳥インフルエンザ決定後から告示するまでの間に、区域内の家きん所有者へ連絡し、実質的にその効力が発揮されるように周知する。

#### (4) 制限の対象

- ① 生きた家きん
- ② 家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。）
- ③ 家きんの死体
- ④ 家きんの排せつ物等

- ⑤ 敷料、飼料、家きん飼養器具（家畜の農場以外からの移動は除く）

**(5) 家きん集合施設の開催等の制限**

県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

- ① 食鳥処理場（食肉加工場を除く。）：新たな家きんの受入及びと殺関連業務（ただし、判明時に既に食用として合格していたと体の出荷等に係る業務は除く。）
- ② GPセンター：新たな食用卵の受入（ただし、農場併設GPセンターの併設農場からの受入については除く。）
- ③ ふ卵場：新たな種卵の受入（ふ卵業務は継続することができるが、ふ化した初生ひなの出荷は移動制限の対象。）
- ④ 品評会等家きんを集合させる催物

**(6) 制限の対象外**

移動・搬出制限の対象外の概要を下記に示すが、詳細については、防疫指針第9の5の(1)から(9)を参照すること。

表8 移動・搬出制限の対象外の概要

出荷元	出荷先	食用家きん (農場→食鳥処理場)	食用卵 (農場→GPセンター)	種卵 (農場→検査施設等・ふ卵場)	初生ひな (移動制限内の種卵に由来するもの) (ふ卵場→農場)	初生ひな (移動制限外の種卵に由来するもの) (ふ卵場→農場)
移動制限区域	移動制限区域	△	△	△	△	△
	搬出制限区域	×	△	△	△	△
	制限区域外	×	△	△	△	△
搬出制限区域	移動制限区域	△	△	△	△	△
	搬出制限区域	○	○	○	△	○
	制限区域外	△	△	△	△	△
制限区域外	移動制限区域	△	△	△	△	△
	搬出制限区域	○	○	○	△	○
	制限区域外	○	○	○	○	○

○：条件無しで移動可能    △：条件付きで移動可能    ×：移動不可

**(7) 制限区域の解除**

搬出制限区域は、次の①の要件を満たした場合に解除する。また、移動制限区域は、次のいずれの要件も満たした場合に解除する。

- ① 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（と殺、死体の処理及び農場の消毒が全て完了していることをいう。以下同じ。）後10日が経過した後に実施する清浄性確認検査により、全て陰性を確認すること。
- ② 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後21日が経過していること。

**(8) 動員者の確保**

**① 獣医師**

ア 県外家畜防疫員

県内の家畜防疫員では対応が困難と判断される状況（複数発生時または制限区域外に疫学関連家きん飼養農場が多数存在時など）下では、動物衛生課に、不足人員数、派遣要請期間及び作業内容等を連絡し、県外家畜防疫員の派遣

調整を依頼する。

家畜防疫員の業務は、殺処分、病性鑑定、疫学調査、清浄性確認検査等多岐にわたるため、業務の優先順位に従って配置するが、県外家畜防疫員はクリーンな状態で派遣されることから、清浄性確認検査など、未発生農家の巡回業務に優先して従事させる。

#### イ 宮崎県養鶏獣医師会等

民間獣医師は臨床経験を生かして、現地対策本部と連携しながら、家畜防疫員の不足に応じて、発生状況確認検査等の業務を優先に派遣要請する。

#### ウ 宮崎大学獣医師

宮崎大学の獣医師についても、県外家畜防疫員同様、発生農場周囲の発生状況確認検査、清浄性確認検査等の業務について優先的に派遣要請する。

また、学術的知見を有している教授等については、発生農場の発生原因分析を行う疫学調査チームのメンバーとして派遣要請する。

### ② 県職員

動員班は、動員予定部署より必要人数に応じて県職防疫従事予定者名簿から動員者を確保する。

県職動員者の業務は、家さんの殺処分や埋却作業等の補助、畜舎消毒作業等が主体となることから、現地対策本部と十分連携し適正配置を行う。

### ③ 国からの緊急支援チーム

発生後24時間以内に、動物衛生課から、現場支援のために家畜防疫官（獣医師）が派遣されることから、発生農場の防疫措置等に適正配置する。

### ④ 自衛隊等への派遣要請と受入

#### ア 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請については、緊急性、公共性、非代替性の3原則に基づく必要があるが、飼養羽数が概ね10万羽を超える大型農場での発生や、複数発生し県の動員だけでは対応できないと判断した場合に派遣要請を検討する。

(ア) 自衛隊連携班は、県対策本部や現地対策本部との調整を十分に行い、以下の点について現場のニーズに応じた支援体制の検討を行う。

- a 派遣を希望する期間
- b 区域
- c 活動内容

(イ) 前記検討に基づき、動物衛生課と協議の上、自衛隊（陸上自衛隊、航空自衛隊）との事前調整を実施する。

- a 自衛隊派遣要請に関する庁内意志決定の調整
- b 自衛隊窓口との事前調整

(ウ) 正式要請

自衛隊から派遣可能であるとの連絡があったら、期間、区域、活動内容を再度確認した上で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条（災害派遣）又は第100条（土木工事等の受託）に基づき、知事が派遣要請を行う。

#### イ 自衛隊派遣決定後の対応

(ア) 現地対策本部における自衛隊担当要員の派遣

現地本部に自衛隊担当として農業改良対策監（営農支援課）を派遣し、その後の防疫措置がスムーズに行えるよう自衛隊との推進体制を確立する。

（平成22年時、自衛隊側は副連隊長が現場総括責任者（現地司令官）を努めた。）

### (イ) 担当要員の業務

- a 自衛隊及び受け入れ市町村と、下記の点について調整
  - (a) 活動内容の詳細
  - (b) 自衛隊部隊本部室の選定
  - (c) 駐屯場所の選定
  - (d) 自衛隊車両（ジープ、トラック、重機等）の駐車場所の選定
- b 毎日の活動内容について事前に自衛隊との連絡調整
  - (a) 県や市町村の現地対策本部員との連絡調整を毎日行う。
  - (b) 現地司令官及び連絡要員（小隊長クラス）との緊密な連絡調整を随時行う。
  - (c) 県現地本部で作成した防疫計画に基づく下記内容を事前に連絡要員と調整する。
    - 〔調整事項〕 ・作業内容 ・作業場所 ・員数
    - ・施設（重機）稼働の有無 ・移動手段（人や重機）
    - ・移動時刻 ・移動経路（地図）・関連資材など
  - (d) 事前調整終了後、当日の進捗と翌日の計画について、県・市町村現地本部員と自衛隊幹部との「連絡調整会議」を開催する。準備及び変更等を考慮すれば、翌日計画を前日夕方までに実施する方がよい。
  - (e) 自衛隊駐屯生活に関連しての隊からの要望事項（食器類、シャワー、トイレ、洗濯機設置等）についてその都度対応する。
  - (f) 自衛隊動員農場の視察（連隊長ほか幹部）対応（バス手配等）  
連隊長の視察に際して、自衛隊車両は原則として使用しないため、車両の手配が必要となる。なお、県の同行は原則必要としない。
  - (g) 自衛隊広報担当（自衛隊活動の現場写真撮影等）の対応では、防疫の観点から、現場リーダーとの調整が必要となる。

### (9) 消毒ポイントの設置

家畜伝染病予防法第28条の2第2項の規定により、家畜伝染病の急速かつ広範囲なまん延を防止するために発生地域を中心に消毒ポイントを設置する。

消毒の方法は、設置場所や消毒対象車両等を勘案して、以下の方法を選択又は併用するものとする。

- ① 動力噴霧機（人力や機械によるもの）
- ② 布製素材を利用した消毒マット
- ③ 薬液をプール式に貯水した消毒槽
- ④ 車道に薬液を直接的に散布（流下式）
- ⑤ 車道に薬液を散水車により散布

## 2 現地対策本部の対応（発生現地における防疫措置）

### (1) 現地対策本部会議の開催

県対策本部で開催する県域緊急防疫会議を受けて、直ちに関係者を招集した地域緊急防疫会議を開催する。

なお、地域緊急防疫会議には、関係市町村及び関係団体等の防疫措置に関わる全ての機関に参加を要請する。



## (2) 家きん所有者、養鶏団体への情報提供

県対策本部から、PCR検査で陽性との連絡を受けた現地対策本部は、速やかに当該農場の属する市町村に連絡するとともに、関係する地域の家きん所有者、養鶏団体等へ情報提供を行う。

## (3) 発生農場の防疫方針の決定

現地企画班及び防疫班並びに防疫支援班は、病性鑑定班や事前調査係（先遣隊）の情報及び当該市町村との協議内容等を踏まえ、県対策本部総括・企画部及び防疫対策班等と十分協議し、発生農場における作業手順、家きんの死体や汚染物品等の処理方法（焼却、埋却、発酵による消毒、封じ込め等）、防疫従事者の必要人数・受入体制等を決定する。

なお、現地企画班及び防疫班、防疫支援班の班長あるいは係長は、防疫作業を円滑に行うため、準備状況を把握し、防疫体制が整った時点で、その事務を所掌する県対策本部各班又は係へ報告するとともに、その後の防疫措置を連携して実施する。その際、県対策本部内（県庁）と現地対策本部内（支庁・振興局）、さらに現場本部（現地対策本部分室（必要に応じ市町村等に設置）、「受付会場」と発生農場に隣接した現地テント内に、それぞれホワイトボードを設置し、農場毎の動員者数、進捗管理、資機材等の配置状況などを同じ様式で記載し、情報の共有を図る（様式2（参考様式）198ページ）。

## (4) 発生農場への対応（現地対策本部）

### ① 発生農場主への説明（防疫班）

発生農場主に対して本疾病の概要を説明し、今後の防疫作業の具体的計画及びウイルスを持ち出さないためのバイオセキュリティ対策について説明する。

### ② 発生農場の隔離（先遣隊）

農場出入り口には立入禁止の看板を設け、農場周囲にはウイルスの散逸防止と殺処分時の外部からの目隠しを目的に、防疫フェンスの設置を要請する。

### ③ 埋却地の決定（埋却地交渉係）

市町村と連携し、埋却予定地の周辺住民等へ説明を行い理解を得た上で、埋却地を決定する。

### ④ 防疫措置の実施（殺処分・農場消毒係、埋却班）

防疫措置は、56ページからの「防疫措置における各班のタイムスケジュール」に準じて、発生農場での防疫作業を開始する。

## (5) 移動制限区域の農家への周知

現地移動制限・消毒ポイント班は、制限区域内の農場に対して、制限内容を関係市町村等（プロイラーインテ農場は各インテから）を通じて周知する。その際、患畜または疑似患畜発生農場から3km以内の農場については、当該農場の所在地を知らせる。

## (6) 消毒ポイントの設置（移動制限・消毒ポイント班）

現地移動制限・消毒ポイント班は、県対策本部消毒ポイント係と協議の上、第5章詳細マニュアルの第6（72ページ）により、農場から概ね1km、3km、10km付近に消毒ポイントを設置し、直ちに消毒作業を開始する。

## (7) 疫学調査（疫学関連調査班、疫学究明班）

疫学関連調査班は、発生直後、診断を実施した家畜防疫員及び県対策本部の疫学究明班が、発生農場の人や物の関連を発生前21日に遡って調査した関係者リスト

に基づき、立ち回り先農場をリストアップする。リストアップされた農場の飼養家さんについて、疫学関連家さんにするか国と協議を行い決定する。疫学関連家さん飼養農場が移動制限区域外に存在する場合は、法第32条第1項の規定に基づく移動の制限を行う（移動制限指示書の交付）。

また、疫学関連調査班は、疫学関連家さん飼養農場について、臨床検査を実施するとともに、制限の例外措置の運用のための農場検査や確認、移動指示書の交付等を行う。また、患畜又は疑似患畜との接触後14日を経過した後の臨床検査及び簡易検査（家さん舎毎に5羽）を実施する。

また、疫学究明班は、収集した疫学関連データに基づき、国が派遣する疫学調査チームと一体となって、発生農場主や近接農場等から聞き取りを行うなど、本病ウイルスの侵入経路や発生原因の究明を行う。

なお、疫学究明班は、その後も国の疫学調査チームと随時連携しながら追加情報の収集に努めるものとする。

#### **(8) 発生状況確認検査(発生状況・清浄性確認検査班)**

発生状況・清浄性確認検査班は、高病原性鳥インフルエンザ防疫指針に基づき、病性決定後原則として24時間以内に、移動制限区域内の農場の発生状況確認検査を実施する。ただし、状況によっては病性決定前に調査を開始することもある。

実施に当たっては、県対策本部動員班と事前に協議し、必要人員を確保するとともに、当該市町村に道案内や公用車の手配などを依頼する。検査の詳細は第5章第14を参照のこと。

さらに、移動制限及び搬出制限区域内の農場については、法第52条に基づき、制限当日から制限が解除されるまで毎日、FAXまたは電話で当日の死亡羽数を報告徴求する。

#### **(9) 通行遮断(移動制限・消毒ポイント班)**

発生農場への通行を遮断するため、原則、農場に隣接する道路2ヶ所を封鎖する。その際、市町村、道路管理者、警察と十分連携して実施する。

また、まん延防止のために必要な場合に限り、発生農場周辺の道路を一定期間封鎖するものとする。

#### **(10) 防疫資材の調達(資材班)**

病性決定と同時に、初発時には、家保に備蓄されている資材を「受付会場」と「現地テント」に配送する。発生農場の飼養規模により、家保の備蓄資材で不足する場合は、事前に家保が作成している「防疫資材等緊急調達先一覧表（28ページ）」により、不足分を発注する。

#### **(11) 動員者のサポート(動員・サポート班)**

発生現地における動員者の受入、弁当等食料の手配、現地テントでの防疫資材の補給や、動員者のけが、急病発生の対応を行う。

突発的なけがや事故に対応するため、事前に現地で医療機関等の確認を行うようにする。

#### **(12) 健康調査班**

農場の飼養管理者や防疫作業従事者等の健康調査及びストレス等に対するケア、また、防疫作業従事者の感染防止対策は、福祉保健部健康増進課感染症対策室が別途定めた、「高病原性鳥インフルエンザ対応指針」に基づき適切に実施する。

#### **(13) 現場記録(現場リーダーまたは各担当班長)**

防疫作業の記録は、県対策本部の記録係が行うが、それとは別に防疫作業等を

実施する中で、以下に示すトラブル等が発生した場合には、その業務を担当する現場リーダー又は各班の班長は、その後の対応に備えるため必ず記録を残し、現地企画班長に報告する。

- ア 防疫作業（殺処分、清掃・消毒等）に伴う農場、管理機具等の破損等の写真
- イ 防疫作業に伴うアクシデント、トラブル、事故等の記録
- ウ その他防疫措置に伴う経過、課題等についての記録

### 3 発生市町村の対応

- (1) 病性決定時、直ちに市町村長を本部長とする市町村対策本部を設置するとともに、県の現地対策本部と十分連携しながら、円滑な防疫措置を実施する。
- (2) 管内の農場に患畜または疑似患畜の発生を周知する。その際、当該農場から3km以内の農場については、当該農場の所在地を知らせる。（ブロイラーインテ農場は各インテから周知する。）
- (3) 関係団体及び区長（自治会長）等に連絡し、本病の周知及び防疫活動に対する協力要請を行う。  
また、必要に応じ、県と連携して「口蹄疫等の発生時における埋却地決定の手順について」（221 ページ）に基づき、殺処分家きん等の汚染物品の焼埋却に関する周辺住民への説明を行い理解を得る。
- (4) 当該農場の通行遮断と消毒を実施する。
- (5) 現地対策本部埋却班と連携し、必要に応じて建設業協会等への重機手配、掘削依頼を行う。
- (6) 移動及び搬出制限区域に含まれる字単位を原則として、そのほか道路、河川等の明瞭な境界での区域を決定する。（44ページ参照）
- (7) 発生状況確認検査への支援（道案内、車両手配等）を行う。
- (8) 移動制限、搬出制限対象農場への制限内容の周知を行う。（ブロイラーインテ農場は各インテから周知する。）
- (9) 動員者の受付会場の選定及び受付会場での防疫従事者等の健康管理に必要な血圧測定器の提供等を行う。
- (10) 必要に応じて、動員者の受付会場と発生農場（現地テント）間の送迎バス確保の協力を行う（現地対策本部動員サポート班への協力）。
- (11) 資材置き場の設営、資材受け入れを行う。
- (12) 必要に応じて、市町村消毒ポイントを設置する。
- (13) 人員の確保  
防疫措置及び発生状況・清浄性確認検査等を円滑に行うため、防疫従事者、検査時の同行者及び消毒ポイント等の人員の確保を行う。
- (14) 広報等  
広報車、防災無線等により、住民への高病原性鳥インフルエンザ発生に関する情報提供や防疫措置への協力を要請するとともに、家きん飼養者等に対して防疫対策の強化及び異常家きん等の届出について周知を行う。  
また、発生農場付近の住民へ正確な情報を提供するなど、風評被害や無用な混乱を防ぐための対応に当たる。

#### 4 その他の市町村の対応

(1) 未発生市町村のうち、制限区域に含まれる市町村は、移動及び搬出制限区域の単位を原則として、そのほか道路、河川等の明瞭な境界で決定するとともに、制限区域内に含まれる農場に対し、患畜または疑似患畜の発生（当該農場から3km以内の農場については当該農場の所在地）を伝え、制限内容の周知を行う。（ブロイラーインテ農場については各インテから周知を行う。）

① 家きん飼養者及び養鶏団体、区長（自治会長）等に連絡し、高病原性鳥インフルエンザの周知及び防疫活動への協力を要請する。

② 広報車、防災無線等により、住民等に高病原性鳥インフルエンザの発生や防疫対応等を周知するとともに、家きん飼養者等に対して、高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う防疫対策の強化のための周知啓発を行う。

また、風評被害や無用な混乱を防ぐための対応に当たる。

(2) 県の消毒ポイントが市町村内に設置された場合には、その運営へ協力するとともに、必要に応じて自主消毒ポイントを設置し、その運営に当たる。各市町村自衛防疫推進協議会等が自主消毒ポイントを設置する場合には、その運営へ協力等を行う。

#### 5 養鶏団体(ブロイラーインテを含む)等の対応

(1) ブロイラーインテにおいては、病性決定時に傘下農場へ患畜または疑似患畜の発生（当該農場から3km以内の農場については、当該農場所在地を伝えるとともに、移動制限、搬出制限対象の傘下農場へ制限内容の周知を行う。

(2) 職員を、防疫従事者として派遣する。

(3) 県の消毒ポイントや市町村等の自主消毒ポイント運営への協力を行う。

(4) 必要に応じて、動員者の受付会場と発生農場（現地テント）間の送迎バス確保の協力を行う。

(5) 必要に応じて、防疫措置に必要な重機等（ローダー等）やオペレーターの確保の協力を行う。

#### 6 制限区域内の農家の対応

(1) 毎日家きんの観察を行い、死亡家きんの増加と異常家きんを発見した場合、速やかに家保やかかりつけの獣医師に通報する。

(2) 法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡羽数を移動または搬出制限の解除日まで報告する。

(3) 農場の衛生管理区域に出入りする人を制限する。やむを得ず入場させる場合は十分な消毒を行う。

(4) 農場の衛生管理区域（家きん舎の出入口、家きん舎周辺及び家きん衛生管理区域外縁部）と家きん舎内に消毒薬（消石灰等）を散布する。

(5) 野鳥、野生動物等の侵入防止のために設置している金網や防鳥ネット等の再点検を行うなど、防疫措置の強化に努める。

(6) 農場内の死亡家きん、排せつ物、器具等の物品の移動は行わない。

(7) 過去21日間に出入りのあった人、物等についての記録を要求された場合、すぐに提出できるように準備をしておく。

(8) 家きんの導入先、購入領収書、飼養管理簿、飼料・薬品購入伝票、治療請求書等の評価に関わる資料を整理し、必ず保管しておく。

- (9) なるべく外出は控える。やむを得ず外出した際は、手指の消毒、うがいを励行する。
- (10) 万一の発生に備え埋却予定地を確認する。

## **7 制限区域内の農家に入出入りする畜産関係者の対応**

- (1) 農場に携行する物品は最小限とする。
- (2) 農場への入出場時には、身体、物品等の消毒を徹底する。また、車両は原則として農場敷地内へは乗り入れないが、やむを得ず乗り入れる場合は消毒を徹底する。
- (3) 複数の農場を連続して移動・運搬を行わない。また、移動・運搬経路は感染リスクの低い経路を選択し、通過した経路を記録、保存する。

## 8 防疫処置に係る動員数決定の考え方

動員者数の決定 動員班が手配 : 農場内殺処分(防疫)作業者+埋却地作業者+農場テント作業者  
 動員班以外( )が手配 : 獣医畜産職(家保)+重機オペレータ(資材班)+医療スタッフ(健康増進課)+全般サポート(普及センター)  
 動員者決定後は派遣先から名簿を入手し、全員の名簿を現地本部・健康増進課・関係普及センターに送付  
 移動用バスの手配 : 県庁等から健康診断場所+農場までのバス  
 動員班その他の業務 : 清浄性確認等の県外獣医の世話役: 移動手段の確保(バス・タクシー等)、宿泊場所の確保(白黒別)

動員者派遣までの流れ

異常報告の受理  
 家保出発  
 県本部では  
 重機・資材・動員数等想定  
 農場の地図情報  
 農場での簡易検査判明  
 陽性で動員数の決定  
 県・市町村・JA 別に手配  
 移動用バスの手配  
 先遣隊派遣  
 宮崎家保検査判明  
 農場テントの設営  
 重機の搬入  
 資材の搬入  
 PCR 検査判明  
 県庁集合・出発  
 獣医・畜産・医療・全般サポート  
 の従事者は動員者到着時では作業  
 スタートできる体制  
 役場等で検診受検  
 17℃・高血圧は従事不可  
 体温 37.5 以上は従事不可  
 37 ~ 37.5 は軽作業へ  
 殺処分等防疫作業に従事  
 農場では終了までリーダーの指  
 示に従う

項目	農場内での防疫作業従事者数						埋却作業	農場近辺の作業者
	家畜防疫員(1) 畜産リーダー(2) 最小人数での事例 捕鶏と台車運搬(8 ~ 14) 袋詰め(4 ~ 6) フレコン入れ(4 ~ 5) ガス注入(1 ~ 2) 記録(1)							
	肉用鶏				採卵鶏			
	埋却地隣接(0,7羽分人)		埋却地が遠方(0,5羽分人)		埋却地隣接 (0,45羽/分人)			
動員者別	目標	10,000羽/棟		15,000羽/棟		40,000羽/棟		
処理時間		10,000羽/棟		15,000羽/棟		10 通路		
初日	4時間	60人×2班	90人×2班	84人×2班	126人×2班	370人×2班	重機・オペ バックホー プロトダ トラック 特装車 フォーク オペレータは重 機とセットの場合 と動員者が運転 の場合あり 重機補助1人	医療スタッフ 28人 ドクター(2)保健師(10) PPE(10) その他(6) 現地テント人員 資材配布 5人 防護服着脱ポット5 退場者の消毒 4 "車の消毒 4 全般ポット15~20人 資材準備整理回収 動員者の世話役
一般動員	6時間	40 "	60 "	46 "	84 "	246 "		
1時間	8時間	30 "	44 "	42 "	62 "	186 "		
交代の	10時間	24 "	36 "	34 "	50 "	148 "	延 21~24 時間 派遣中隊数の増で対応	移動バスの手配 検診場所までのバス 農場までの小型バス 出発時受付者 自家用車駐車場確保
2班体制	12時間	20 "	30 "	28 "	42 "	124 "		
初日	30~35 人の班編 制	(1.04羽分人) 4~5時間   7~8時間 自衛隊は 10 万羽か多発時 70~80人中隊単位で派遣 宿舎で検診・着替え後、農場 到着後すぐに作業開始		埋却地への搬出がネックとなるた め、速い処理はできない		(0,9羽分人)		
翌日	清掃等防疫作業	獣医(1) 畜産リーダー(2) 40人×2時間/棟×棟数 鶏舎消毒・周辺清掃			獣医(1) 畜産リーダー(2) 40人×2班×8時間×2日 2階清掃・鶏舎消毒・周辺清掃 鶏糞搬出		埋却補助 10人	

※ 医療スタッフは県 HPAI 対応指針(健康増進課感染症対策室)に基づく、1日の防疫作業従事者が200名以下の場合を記載

## 9 発生農場の防疫措置における各班のタイムスケジュール(現地防疫班、埋却班、資材班、サポート班)

防疫措置の想定：ブロイラー5万羽規模(1万羽×5棟)で発生し、夜間は発生鶏舎のみ6時間で、夜明けから残り鶏舎を8時間以内で殺処分を完了。

・必要人員

殺処分・評価：家畜防疫員・畜産職リーダー第1陣3名、第2陣12名、防疫作業動員者第1陣92名、第2陣336名 計443名

清掃・消毒：家畜防疫員・畜産職リーダー第3陣15名、防疫作業動員者第3陣400名 計415名

埋却作業：オペレーター以外の動員者 11名

農場周辺作業：医療スタッフ第1陣12名、第2陣54名、農場テント人員第1陣9名、第2陣31名、全般サポート第1陣10名、第2陣34名、

・必要機材：大型バックホウ3機、ボブキャット5台、4t箱型ダンプ3台(すべてオペレーター付き)、積込み用小型バックホウ又はフォークリフト3台、動力噴霧機・タンク 8セット

深夜からの作業は発生鶏舎を中心に行う。このため防疫作業動員者は2班(92名)、リーダーは3名とする。ただし、第2陣到着前に発生鶏舎が終了したら次の鶏舎の処分を進める。動員第2陣は夜が明けてから残り336人及びリーダー12名を動員する。

	現地防疫班			埋却班	資材班	動員サポート班	
	評価係	殺処分・農場消毒係			資材調達係 資材受入配送係	受付会場係 現地テント係	企画係
		殺処分	農場消毒				
病性決定まで	①評価人の選定 1班当たり 家畜防疫員 1名 動員者 1名 養鶏団体職員 1名 ②証拠書類の確認 管理台帳、購入伝票等の整理を農場主へ依頼 ③汚染物品評価(2班) 殺処分対象家さん、飼料、医薬品等の評価対象物品の品名・数量記入及びその写真撮影	①事前調査係(先遣隊)と一緒に事前調査の実施 ②飼養形態に応じた殺処分方法(班編成)の検討 ③防疫資材の受入 ④家畜防疫員・畜産職(現場リーダー)農場到着 ⑤防疫資材の農場内配置	①必要人数の算出 ②農場入口に動噴設置、消石灰散布 ③防疫資材の受入・設置	①事前調査係(先遣隊)と一緒に事前調査の実施 ②資機材・防疫フェンス等必要資材・人員の算出・手配 ③資機材の受入・設置 ④試掘 ⑤本掘	①事前調査に基づく防疫資材の準備 ②機材の調達 ③テント・仮設トイレの設置 ④農場内外における防疫フェンス設置の業者委託 ⑤資材搬送 ⑥資材搬入	①事前調査係(先遣隊)と一緒に事前調査の実施 ②受付会場及び現場テント内必要資材の算出・手配 ③受付会場及び現場テント内資材の受入・配置 ④必要資材(PPE)の受入	①動員サポート班の編制 ②動員者名簿の確認、配布 ③動員者の弁当、飲み物等の手配 ④受付会場から現場テント間の送迎バスの手配調整
23:00	病性決定(PCR 陽性)						
1日目	0:00 農場主に評価内容を確認  1:30 防疫資材の鶏舎内設置  2:10 動員者農場到着・役割分担、作業の説明後、作業開始	殺処分前の鶏舎内消毒  鶏舎内搬出通路の確保	殺処分前の鶏舎内消毒  埋却準備一部完了	動員者入場一般 11名		動員者受付会場到着 ①問診、健康検診 ②防護服等の着用 ③班分け ④防疫ラインの確認 農場・埋却地へ入場	動員者の集合(県庁)  動員者の搬送(バス)→農場到着

	現地防疫班			埋 却 班	資 材 班	動員サポート班	
	評価係	殺処分・農場消毒係			資材調達係 資材受入配送係	受付会場係 現地テント係	企画係
		殺処分	農場消毒				
2 日 目	2:30	評価の記録開始(2班) 殺処分羽数の記録	殺処分開始(2班/棟)				
	3:30		家畜防疫員・リーダー 1棟当たり 3名 防疫作業動員者 42名 フォークリフト 1台 4t箱型ダンプ 1台 (1班当たり1時間作業、 1時間休憩)	掘削と並行して埋却 開始			
	7:00		随時進捗状況の報告	動員者 消毒係 11名			
	8:30		第2陣動員者に交代 リーダー交代		不足資材を適宜搬入	問診、更衣補助	第2陣動員者県庁集合 朝食の配送 動員者用バスの手配
	9:00		第2陣による殺処分開始		資材搬送・搬入	動員者到着 ①点呼、健康診断 ②着替え ③作業内容の説明 動員者の搬送(バス) →農場 朝食後第1陣動員者 帰庁 弁当の受け渡し	昼食の配送手配
	12:00		交代で休息時に昼食	交代で適宜に昼食	交代で適宜に昼食	交代で適宜に昼食	交代で適宜に昼食
	14:30	評価終了 農場主に評価内容を確認 評価人退場	殺処分終了(伝達) 動員者消毒・退場				
	15:30		処分鶏の搬出終了 汚染物品の搬出終了 リーダー退場				
	17:00			殺処分鶏の埋却終了 汚染物品の埋却終了 埋め戻し終了			
	19:00	データ整理 評価資料作成		本日の作業終了(伝達) 動員者の消毒・退場 動員者出発	防疫資材の整理 防疫資材の回収	動員者搬送 動員者解散 防疫資材の整理 退場	



	現地防疫班			埋 却 班	資 材 班	動員サポート班	
	評価係	殺処分・農場消毒係			資材調達係 資材受入配送係	受付会場係 現地テント係	企画係
		殺処分	農場消毒				
3日目							
7:30			現場リーダー農場到着		資材搬送	テント内資材の確認	動員者県庁集合 ①着替え ②点呼、健康診断 ③作業内容の説明
8:00			資材搬入		資材搬入		
9:00						動員者受付会場到着 ①班分け、作業の説明 ②防護服等の着用 ③防疫ラインの確認 動員者の搬送(バス) →農場到着 テント資材係としてのサポート 不足資材の受け渡し	
9:30			動員者入場 作業開始 (清掃・消毒作業並行)  (1班当たり1時間半 作業、1時間半休憩) 交代時に現地対策本部 へ進捗状況の伝達				昼食の配送
12:00			交代で休息時に昼食		不足資材を適宜 搬入	弁当の受け渡し	
						防疫資材の整理	
16:30			作業終了(伝達)  動員者の消毒・退場				バスの準備
17:00			動員者出発		防疫資材の回収		動員者搬送 動員者解散

(参考) 動員者数算定例 1 ブロイラー農場5万羽規模 (10,000羽×5棟)、埋却地は遠隔地の場合

○ 殺処分 夜中からの殺処分は発生鶏舎のみを6時間で、残り鶏舎は翌朝から8時間で終了すると仮定 (55ページの算定表より)

【殺処分動員者】 10,000羽/棟の時  $46 \times 2 \text{ 交代} \times 1 \text{ 棟} = 92 \text{ 人}$  (第1陣)

$42 \times 2 \text{ 交代} \times 4 \text{ 棟} = 336 \text{ 人}$

【現場リーダー】 3人 (獣医1、畜産2) × 5棟 = 15人 (うち第1陣3人)

(獣医は状況により1名で2棟受け持つ。この場合、獣医3人と畜産10人の13人とする。)

※ 殺処分リーダーは8時間作業後の清掃・消毒作業時に入れ替える。

【現地サポート】 18 (動員200名につき資料配付5、PPE着脱補助5、動員者消毒4、車両消毒4) × 2.2倍 = 40人 (うち第1陣9人)

【その他サポート】 20 (動員200名当たり) × 2.2 = 44人 (うち第1陣10人)

【医療スタッフ】 44人 (宮崎県高病原性鳥インフルエンザ対応指針より)

内訳: 1日当たり300名以上動員の場合22人 (受付6、問診記入2、問診10、診察3、会場総括リーダー1)

(うち、第1陣に7人; 受付2、問診記入1、問診3、診察1)

PPE指導 (20名ごとに1) →  $428 \div 20 = 22$  (うち第1陣5人)

PPE補助 (40名毎に1<sup>\*</sup>) →  $428 \div 40 = 11$  (うち第1陣3人)

<sup>\*</sup>農政水産部現地サポート班に計上。

小計 571人  
(うち第1陣126人)

○ 埋却

【必要重機】 先遣情報に基づく 【オペレーター】 重機数と同じ

【埋却補助】 10名×2 (第2陣の時に交代)

【重機補助】 1名×2 (第2陣の時に交代)

小計 22人

○ 清掃・消毒

【動員者】 40人/棟・時間×2交代×5棟 = 400人 (清掃・消毒動員者)

【リーダー】 3人 (獣医1、畜産2) × 5棟 = 15人 (殺処分時と人員を入れ替えること)

【現地サポート】 18 (動員200名につき資料配付5、PPE着脱補助5、動員者消毒4、車両消毒4) × 2倍 = 36人

【その他サポート】 20 (動員200名当たり) × 2 = 40人

【医療スタッフ】 43人 (宮崎県高病原性鳥インフルエンザ対応指針より)

内訳: 1日当たり300名動員を想定した場合に、受付6、問診記入2、問診10、診察3、会場総括リーダー1

PPE指導 (20名ごとに1) →  $400 \div 20 = 20$

PPE補助 (40名毎に1<sup>\*</sup>) →  $400 \div 40 = 10$

<sup>\*</sup>農政水産部現地サポート班に計上。

小計 533人

○ 合計  $571 + 22 + 533 = 1,126 \rightarrow$  約1,130人

(参考) 動員者数算定例 2 県内最大規模の採卵鶏農場 (24万羽飼養 垂直8段 (4段×2階) 8列ケージ×3棟) の場合

8万羽 1棟につき10時間で殺処分することを想定。最初に2棟をそれぞれ県と自衛隊で処分、残り1棟は県その他で10時間後に人員を入替え実施

1日目 (2:00～12:00) 殺処分 (第1棟、第2棟)

2日目 (13:00～23:00) 殺処分 (第3棟)、(13:00～21:00) 清掃消毒 (第1棟、第2棟)

3日目 (9:00～17:00) 清掃消毒 (第3棟)

○ 殺処分

【殺処分動員者】

55ページの算定表では、採卵鶏の処理羽数の目安は0.45羽/分・人となっているが、垂直多段式で効率が低下することから0.25羽/分・人と想定

第1棟  $80,000 \div (0.25 \times 60 \times 10) = 534$  人 (県職員動員者リストから)

第2棟 県職員動員者リスト残366人 不足分168人 (町職員50人、JA等100人、養鶏団体18)

第3棟 自衛隊の処理能力は0.9羽/分・人となっているが、作業効率が低下することを想定し0.4羽/分・人と仮定  $80,000 \div (0.4 \times 60 \times 10) = 334$

小計 1,402人 (第1弾534人+自衛隊334人 第2弾534人)

【現場リーダー】 1棟につき5人 (獣医2、畜産3) × 2 (上段、下段) × 2棟 = 20人 + 自衛隊班 (獣医1、畜産1) × 2 (上段、下段) = 24人

【現地サポート】 18人 (動員200名につき資料配付5、PPE着脱補助5、動員者消毒4、車両消毒4) × 2.7倍 = 49人 × 2 = 98人

【その他サポート】 20人 (動員200名当たり) × 2.7 = 54人 × 2 = 108人

【医療スタッフ】 49人 (宮崎県高病原性鳥インフルエンザ対応指針より) × 2 = 98人

内訳: 1日当たり300名以上動員の場合22人 (受付6、問診記入2、問診10、診察3、会場総括リーダー1)

PPE指導 (20名ごとに1) →  $534 \div 20 = 27$  人

PPE補助 (40名毎に1\*) →  $534 \div 40 = 14$  人 (\*農政水産部現地サポート班に計上)

小計 328人 (第1弾159人、第2弾169人)

○ 埋却

【埋却補助】 10名 × 2 (第2陣の時に交代) = 20名

【重機補助】 1名 × 2 (第2陣の時に交代) = 2名

小計 22人 (第1弾11人、第2弾11人)

○ 清掃・消毒

【動員者】 第1、2棟 自衛隊 40人 × 2班 × 2 (上段、下段) × 2棟 = 320人

第3棟 動員者 40,000羽当たり40人 × 2班 × 2 (上段、下段) = 160人

【リーダー】 1棟につき5人 (獣医2、畜産3) × 2 (上段、下段) × 2棟 = 20人 + 自衛隊班 (獣医1、畜産1) × 2 (上段、下段) = 24人

【現地サポート】 18人 (動員200名につき資料配付5、PPE着脱補助5、動員者消毒4、車両消毒4)

【その他サポート】 20人 (動員200名当たり)

【医療スタッフ】 29名

内訳: 1日当たり200名以下動員の場合 (受付4、問診記入2、問診10、診察2、PPE指導10、会場総括リーダー1)

(その他PPE補助5名: 農政水産部現地サポート班に計上)

小計 571名 (第2弾自衛隊320人、第3弾251人)

○ 合計  $1,402 + 328 + 22 + 571 = 2,323$  人

1日目 1,038人 (うち自衛隊334人) 2日目 1,034人 (うち自衛隊320人) 3日目 251人

## 10 制限区域内の周辺農場の検査

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴い、まん延防止のため発生状況確認検査および清浄性確認検査を実施するものとする。なお、検査の詳細は第5章第14（146ページ）を参照のこと。

### (1) 発生状況確認検査

発生状況・清浄性確認検査班は、患畜又は疑似患畜の判定後、原則として24時間以内に、移動制限区域内の農場（家きんを100羽以上、だちょうは10羽以上飼養する農場に限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

### (2) 清浄性確認検査

発生状況・清浄性確認検査班は、制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、(1)と同様の検査を行う。

## 11 発生農場の経営再開のための検査

- (1) 発生農場においては、防疫措置終了後反復して(少なくとも1週間間隔で3回以上)消毒を行う。またその間に、当該農場および家きん舎の防疫に関する要改善項目について指摘および指導を行う。
- (2) 消毒終了後、動物衛生課と協議の上、当該農場のすべての家きん舎を対象に、環境(家きん舎の床、壁、天井等)のウイルス分離検査を行う。
- (3) (2)の検査で陰性を確認後、家保からの指導項目の改善を確認した上で、農場清浄性確認のための家きん（以下「モニター家きん」という。）を1家きん舎当たり概ね30羽程度を導入し、家きん舎内で偏りがないように配置して15日間飼養する。
- (4) 導入時にウイルス分離検査及び血清抗体検査、飼養8日目に臨床検査、飼養15日目に再度ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行い、清浄性を確認した上で、動物衛生課と協議の上、経営再開を認めるものとする。なお、全ての結果が判明するまで、モニター家きんは当該農場において飼養を継続する。

## 第5章 詳細マニュアル

### 第1 病性鑑定

---

#### 1 異常家きんの通報

家きんの所有者、獣医師（開業、農場管理獣医師）、農場指導員等から異常家きんの通報があった場合は、症状や発生状況を十分に聞き取り、病性鑑定を実施すべきかの判断をする。

#### 2 病性鑑定の準備

- (1) 病性鑑定を実施すべきと判断した場合、病性鑑定用資材（表9 65ページ）を準備するとともに、発生農場の位置や情報を確認する。また、通報者及び所有者に農場で待機するよう指示する。
- (2) 聞き取り内容を「異常家きん等の届出を受けた際の報告書」（防疫指針（様式3）217ページ）にまとめ、家畜防疫対策課へ送付し、立入検査を実施する旨を連絡する。

#### 3 農場への出発

立入検査は、発生農場管轄家保の家畜防疫員3名で、病性鑑定用資材等を携行して農場に急行する。

家保は、家畜防疫員が農場へ出発する時刻、農場到着時刻、到着し概ね1時間後の進捗状況、農場を離れる時刻を、その都度家畜防疫対策課へ連絡する。

#### 4 現場での立入検査

- (1) 農場周辺に到着後、車両は衛生管理区域外に駐車する。家畜防疫員は感染防護具（防護服、マスク、ゴーグル、手袋等以下「PPE」という。）を着用し、立入検査を実施する。
- (2) 聞き取り調査は、「異常家きんの症状等に関する報告」（指針（様式4-1）218ページ）に基づき、農場名称、住所、所有者（管理者）氏名、飼養羽数、異常家きんの症状、飼養管理状況、農場と家きん舎の配置及び死亡家きんの見られた場所等を聞き取る。その際、住所については、農場住所か自宅住所かの確認を必ず行い、それぞれの住所が異なれば、分かるように併記する。
- (3) 異常家きんの検査は、異常家きんが認められた家きん舎の死亡羽数の推移（過去1週間程度）、死亡及び異常家きんの状況（肉冠、肉垂のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下、5羽以上の家きんがまとまっての死亡又はまとまっていたうずくまり等の有無やその場所）を確認する。2つ以上の家きん舎がある場合は、異常がない家きん舎の死亡羽数の推移も家きん舎ごとに聞き取るが、原則として異常家きんのいない家きん舎には、立ち入らないようにする。
- (4) 簡易検査は、状況聞き取りの後、直ちに異常家きんが認められる家きん舎ごとに、死亡家きん及び異常家きん（異常家きんが認められない場合には、生きた家きん）のそれぞれ複数羽（死亡家きんについては5羽以上（5羽に満たない場合は全羽））を対象とした簡易検査を行う。  
この際、死亡家きんを優先し、1羽につき気管スワブ及びクロアカスワブのそれぞれを1検体として、動物用インフルエンザ簡易検査キットを用いて実施すること。
- (5) 農場立入りから概ね1時間経過後に、現時点での状況を必ず家保へ報告する。

報告を受けた家保は、家畜防疫対策課へ病性鑑定の進捗状況を報告する。

- (6) 簡易検査の結果が判明した時点で、直ちに立入検査結果とともに家保へ報告する。  
報告を受けた家保は、直ちに家畜防疫対策課へ簡易検査結果及び立入検査結果を報告する。簡易検査が陰性の場合、死亡の原因追及のため、一般病性鑑定を行うかどうかについても連絡する。

## 5 病性鑑定材料の選定及び宮崎家保への搬入

- (1) 簡易検査の結果が陽性の場合、原則として、簡易検査で陽性となった家きんを含む死亡家きん5羽と異常家きん5羽（異常家きんが認められない場合には生きた家きん）の合計10羽を病性鑑定材料として宮崎家保へ搬入する。
- (2) 病性鑑定材料に選定した家きんについては、脚に番号を記入し、生きた家きんについては、心臓採血などで放血殺を行う。その際、放血した血液の一部は、抗体検査用に採血管に移して保存し、残った血液は、バケツ等に作成した消毒液で消毒後、廃棄する。
- (3) 病性鑑定材料は、ウイルスが飛散しないよう密閉容器に入れ、容器の外側を消毒し、破損や水漏れがないように包装を厳重にして冷蔵状態で、外で待機している家畜防疫員が、宮崎家保に搬入する。
- (4) 農場を出発する前に、検体数、出発時刻を家保に報告する。連絡を受けた家保は、家畜防疫対策課及び宮崎家保へ連絡する。

## 6 家きん所有者への指導

立入検査を行った家畜防疫員は、所有者に対し、次の事項について指示する。

- (1) 農場出入口を1箇所制限し、消毒槽の設置及び防疫関係者以外の立入禁止。
- (2) 家きん等（死鳥を含む）及び汚染物品となりうる可能性があるものの移動自粛。
- (3) 応急的な農場消毒の実施。

## 7 農場における疫学調査

- (1) 陽性の場合、殺処分等の防疫措置が実施される旨、その詳細内容（評価、殺処分、焼・埋却、消毒等）を説明する。
- (2) 手当金申請に必要な書類等の保管を指示する。
- (3) 疫学調査は、「異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告」（指針（様式4-2）219ページ）に基づき、過去21日間の家きんの出入、出入りしていた人及び車両等を、詳細に聞き取る。
- (4) 疫学調査を行った家畜防疫員は、直ちに結果を家保へ報告する。  
家保は、直ちに家畜防疫対策課へ疫学調査結果を報告する。

## 8 農場退出

- (1) 簡易検査が陰性で、死亡の原因追及のため、一般病性鑑定を行う場合、病性鑑定材料は、ウイルスが飛散しないよう密閉容器に入れ消毒する。
- (2) 農場における検査及び調査が全て終了した後、PPEを脱ぎ、検査に用いた器具はビニール袋に入れて密閉し消毒する。さらに車両の消毒を行い農場から退出する。
- (3) 農場を出発する前に、出発時刻を家保に報告する。連絡を受けた家保は、家畜防疫対策課及び宮崎家保へ連絡する。

## 9 宮崎家保での病性鑑定

農場での簡易検査が陽性の場合、病性鑑定材料は宮崎家保に搬入し病性鑑定を実施する。農場での簡易検査が陰性の場合、原則として管轄家保で一般病性鑑定を実施する。

- (1) 宮崎家保での病性鑑定は、まず気管スワブ、クローカスワブによる簡易検査とウイルス検査用の採材を優先して実施する。簡易検査の結果が出たら直ちに病性鑑定課長へ連絡する。

\*簡易検査の結果は、病性鑑定課長から直ちに家畜防疫対策課に連絡する。

- (2) ウイルス検査用の採材が終了したら、検体をウイルス担当に渡し、ウイルス担当は直ちにウイルス検査（66ページ）を実施する。

\*宮崎家保以外の家保で採材したスワブ、血液は速やかに宮崎家保に搬入する。

- (3) 残りの病性鑑定班は解剖を実施し、剖検所見をとり、生材料、ホルマリン材料の採材を行う。
- (4) 検査終了後はシャワーを浴び身体を十分に洗う。

## 10 病性鑑定結果の報告

- (1) 死亡家きん及び異常家きんの病性鑑定記録簿を取りまとめ家保長に報告する。
- (2) 病性鑑定課長又は病性鑑定リーダーは、立入検査及び病性鑑定結果を速やかに取りまとめ、作成した資料から随時家畜防疫対策課へ電子メールで報告する。

表9 病性鑑定に必要な携行資材

品 目	数 量	備 考
1 農場立入用衣類 防疫服 ・ ゴム長靴 ・ ゴム手袋 ・ マスク ・ ゴー グル	3	立入検査用
2 臨床検査用器材 懐中電灯	1	立入検査用
3 簡易検査用器材 簡易キット (10検体)	2 1	簡易検査用 簡易検査用
魔法瓶 (温湯)		
4 病性鑑定材料採取用器材 綿棒 (中・小)	30 12	ウイルス検査用 ウイルス検査用
PBS3 ml 入遠沈管(15 ml)	各10	採血用
5 ml ・ 30 ml シリンジ	各10	採血用
18ゲージ ・ 23ゲージ注射針	10	採血用
分離剤入7 ml 真空採血管	30	採血用
アルコール綿	各 1	運搬用
ガムテープ ・ ビニールテープ ・ 輪ゴム	各 1	運搬用
クーラーボックス等 (大・小) 及び保冷剤		
5 連絡及び記録用器材 地図 (25万分の1)	1 各 1	立入検査用 立入検査用
様式3及び4、記録用紙	1	立入検査用
病性鑑定記録簿	2	立入検査用
紙ばさみ	各 2	立入検査用
筆記用具 (鉛筆、ボールペン黒、赤、マジック黒、赤)	1	画像記録用
デジタルカメラ (予備電池)	1	通信用
スマートフォン		
6 消毒用器材 携帯用噴霧器	1 1	消毒用 消毒用
逆性石けん (1L)	1	消毒用
ポリバケツ		
7 その他 ビニール袋 (大・中)	各10	ゴミ等

※ これらの資材については、各家保で一揃いで常備するとともに、定期点検を行う。